

(仮称)宮城県教育振興基本計画
(答申案)

平成21年12月

宮城県教育振興審議会

目 次

はじめに

第1章 計画の策定に当たって

1 策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	1
4 計画策定の方法	1

第2章 本県教育の現状

1 本県教育を取り巻く社会の状況	2
2 本県教育の課題	4

第3章 本県教育の目指す姿

1 目指す姿	12
2 計画の目標	13

第4章 施策の展開

1 施策の全体体系	14
2 施策の基本方向	
基本方向 1 学ぶ力と自立する力の育成	16
基本方向 2 豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成	17
基本方向 3 障害のある子どもへのきめ細かな教育の推進	18
基本方向 4 信頼され魅力ある教育環境づくり	19
基本方向 5 家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくり	20
基本方向 6 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進	21
3 重点的取組	23
重点的取組 1 小・中・高等学校を通じた「志 ^{こころざし} 教育」の推進	24
重点的取組 2 基礎的な学力の定着と活用する力の伸長	26
重点的取組 3 感性豊かでたくましい心を持つ子どもの育成と支援	28
重点的取組 4 健康な体づくりと体力・運動能力の向上	30
重点的取組 5 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進	32

重点的取組 6	教員が学び続けるための体系的な研修の推進の推進	-----	34
重点的取組 7	開かれた学校づくりの推進	-----	36
重点的取組 8	親の「学び」と「子育て」を支える環境づくり	-----	38
重点的取組 9	地域と学校との協働による学校支援の仕組みづくり	----	40
重点的取組10	地域をつくる生涯学習・文化芸術の推進	-----	42
重点的取組11	生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の充実	-----	44

第5章 計画の推進

1	計画の推進に向けた施策の在り方	-----	46
(1)	アクションプランの策定	-----	46
(2)	PDCAサイクルによる進行管理	-----	46
2	関係機関、関係団体等との連携	-----	46
(1)	市町村教育委員会との連携	-----	46
(2)	地域、企業、民間団体等との連携	-----	46
(3)	県の関係部局の連携	-----	47
(4)	国への働きかけ	-----	47
3	県民総がかりによる教育施策の展開	-----	47

資料

1	策定経過		
(1)	諮問	-----	50
(2)	審議経過	-----	51
(3)	宮城県教育振興審議会委員名簿	-----	52
(4)	教育振興審議会条例	-----	53
2	教育に関する県民意識調査について		
(1)	調査の概要	-----	54
(2)	集計結果（概要）	-----	55

第1章 計画の策定に当たって

1 策定の趣旨

宮城県では、本県教育行政の基本目標及び基本理念である宮城県教育基本方針を定め、その方針の実現に向けた取組の基本的な方向性を示す「みやぎ新時代教育ビジョン(平成9年3月策定)」、「第3次宮城県生涯学習振興計画(平成18年3月策定)」及び「宮城県スポーツ振興基本計画(平成14年12月策定)」等を策定し、それらに基づき時代の変化に対応した施策を展開し、本県教育の振興を図ってきました。

しかしながら、全国と同様に、本県においても、人口減少社会の到来とそれに伴う少子高齢化の急速な進展、知識基盤社会、情報化社会及び国際化の進展、さらには地球環境の持続性を脅かす環境問題の深刻化等大きな社会変化の中で、これからの社会を支え、未来を創造する「人づくり」の必要性がこれまで以上に求められ、教育に対する期待と要請がますます高まってきています。

このような社会状況の中で、学校教育の方向性を示す基本計画として策定された「みやぎ新時代教育ビジョン」は、策定後10年余りが経過し、当初想定されていた見直しの時期に入ったこと、教育基本法が改正され、新しい教育の理念が示されるとともに、地方公共団体においても教育の振興のための施策に関する基本計画を策定することが求められたこと、これまで本県教育行政について総合的かつ体系的な計画がなかったことなどから、このたび、本県における教育について総合的かつ計画的に進めていくための教育振興基本計画(以下「本計画」という。)を策定することとしたものです。

2 計画の位置づけ

宮城県では、平成19年3月に、将来の本県のあるべき姿や目標を県民と共有し、その実現に向けて県が優先して取り組むべき施策を明らかにするための「宮城の将来ビジョン」を策定しました。本計画は、この「宮城の将来ビジョン」との一体性に配慮しながら、本県教育の振興に関する施策の総合的かつ体系的な推進を図るため、本県教育の目指すべき姿を明確に示し、講ずべき施策の方向性等を示す計画として策定するものです。

なお、本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき地方公共団体が策定する計画として位置づけられるものです。

3 計画の期間

本計画は、平成22年度を初年度とし、平成31年度を目標年度とする10年間の計画とします。

なお、本計画に掲げた目標を着実に推進していくため、具体的な施策及び事業を示すアクションプランを別途策定します。

4 計画策定の方法

本計画の策定に当たっては、本県教育の振興に関する施策の総合的な計画であることを踏まえ、知事及び教育委員会の附属機関として設置された「宮城県教育振興審議会」に諮問するとともに、県民の意見を本計画に反映させるため、県民約4,600名を対象とした県民意識調査と県内7か所での意見聴取会を実施しました。

さらに、本計画の対象は、教育委員会所管の事務事業と知事部局所管の事務事業を包含することから、知事を本部長とし、教育長を含む関係部局長からなる「宮城県教育振興基本計画策定本部会議」での検討を経ながら策定を進めました。

第2章 本県教育の現状

1 本県教育を取り巻く社会の状況

(1) 人口減少と少子高齢化の進展

- ・ 近年の少子化により人口減少が進み、いわゆる人口減少社会が到来しました。また、今後は高齢化を反映し自然減の増加が見込まれることから、この傾向は一層進むものと考えられます。
- ・ 本県の人口は、平成16年1月末の237万人をピークに減少に転じ、平成20年末現在で233万人となっており、5年連続で減少しています。また、児童生徒数についても、小学校では昭和59年度、中学校では昭和63年度、高校では平成4年度を境に減少しています。
- ・ 児童生徒数の減少により、学校規模の減少、部活動の縮小化、交友関係が限られ社会性が育ちにくいなどの様々な影響が懸念されるため、その対応が求められます。

(2) 国際化の進展

- ・ 経済活動のグローバル化（国境を越えて世界的な規模で関わるようになること）の進展等により、国際競争が激しさを増すと同時に、国内外の人々との交流の機会が増えるなど、あらゆる分野で国境を越えた相互依存関係が加速しています。
- ・ 本県の外国人登録者数は、平成8年12月末の10,152人から平成20年12月末には16,091人に増加しています。また、貿易額（輸出入額）も平成8年の約4,257億円から平成20年には約1兆1,050億円になるなど、海外とのビジネスも増加しています。
- ・ こうした社会・経済のグローバル化の中で、他国の文化を理解する姿勢の育成と自らが住む地域の伝統・文化の理解を深めることが重要となっており、国際的視野を持ち世界に通用する人材の育成が急務です。

(3) 高度情報化の進展

- ・ インターネットや携帯電話の普及、地上デジタル放送の本格化等急速に進む情報通信技術の進歩は、生活の利便性の向上とともに、産業や社会生活の在り方を大きく変化させています。
- ・ 本県のブロードバンド（高速・広帯域通信回路）契約数は平成14年3月の42,241件から平成21年3月には481,052件（世帯普及率54.0%）、携帯電話・PHS加入契約数は平成9年3月の483,377件（普及率20.8%）から平成21年3月には1,928,987件（普及率82.8%）と、ともに急増しています。
- ・ 知識・情報等が社会・経済活動の基盤としての重要性を増す中で、必要な情報を識別・活用する能力等を身に付け、高度情報化に対応した人材が必要となっています。
- ・ さらに、利便性・有用性の一方で、情報の氾濫、個人情報^{はん}の流出、インターネットを悪用した犯罪等、新たな問題も生じており、情報セキュリティ、情報モラル等の対応が求められています。

(4) 労働環境の変化

- ・ 雇用条件の規制緩和等を背景に企業の雇用形態が変化し、パート・アルバイト・契約社員・派遣社員等の非正規就業者が増加するなど、労働環境が大きく変化しています。
- ・ 本県でも、平成9年には全雇用者の21.6%だった非正規就業者が平成19年には33.7%に増加しています。このうち、いわゆるフリーターは、平成19年に15歳から34歳までの人口の7.8%を占め、全国平均より1.9%高くなっています。
- ・ さらに、本県の新規高卒者の1年以内の離職率は、平成19年3月で23.6%と全国平均より2.1%高くなっています。
- ・ これらの要因として、労働環境の悪化とともに、若者の目的意識の希薄さが指摘されるところであり、地域産業界の協力を得て、勤労観・職業観の涵養をはじめ、自らの在り方生き方を考える教育の必要性が高まっています。

(5) 環境問題の深刻化

- ・ 地球温暖化が急速に進み、二酸化炭素等温室効果ガスの排出量削減が喫緊の課題となるなど、環境を脅かす問題が大きな課題となっています。
- ・ 本県でも、温室効果ガスの排出量が平成7年の19,991千t-CO₂から平成17年には22,340千t-CO₂と10年間で11.8%増加しています。また、その間の構成比を見ると、運輸部門や産業部門が減少又は横ばいである一方、家庭を含む民生部門が増加しています。
- ・ 持続可能な社会の構築を目指して、一人一人が日々の生活の中で強く「環境」を意識していくことが大切となっており、教育の果たす役割も重要となっています。

(6) 家庭や地域の変化

- ・ 少子化、核家族化の進行、共働き世帯の増加、都市化の影響等により、育児不安、しつけへの自信喪失等家庭の教育力の低下、地域のつながりの希薄化が指摘され、子どもが育つ生活環境が大きく変化しています。
- ・ このような状況の中で、家庭、学校、企業、地域等との連携を図りながら、社会全体での子どもの安全安心の確保や子育てを行う親への支援が求められています。

(7) 分権型社会の進展と厳しい財政状況

- ・ 「平成の大合併」と呼ばれる全国規模の市町村合併の推進に伴い、本県でも市町村数が平成15年3月末の71市町村から平成21年9月現在で35市町村となっています。
- ・ 分権型社会への移行に伴い、地方公共団体自らが主体的に地域の在り方を考え、行動することが求められています。一方、各地方公共団体の厳しい財政状況を踏まえ、限られた財源を有効に活用し、最小の費用で最大の効果を発揮できる体制づくりが求められています。
- ・ 学校、教員のみならず、家庭、地域社会、経済界、NPO法人（特定非営利活動法人）等地域に存在する多様な教育資源を十分に活かしながら、効果的かつ効率的に教育行政を進め、次代を支える人づくりに取り組んでいくことが重要となっています。

(8) 国の教育行政の動向

- 平成18年12月に教育基本法が改正され、公共の精神に基づく社会への参画、伝統・文化の尊重等が教育の目標として新たに盛り込まれるとともに、平成19年6月には学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等関連する法律においても様々な改正が行われました。
- さらに、平成20年3月の幼稚園教育要領及び小学校・中学校の学習指導要領の改訂に続き、平成21年3月には高等学校学習指導要領及び特別支援学校学習指導要領の改訂も行われたところであり、国の教育改革の動向を踏まえた適切な対応が求められます。

2 本県教育の課題

(1) 子どもたちの状況

① 学力について

- 文部科学省が平成19年度から実施している「全国学力・学習状況調査」から、本県の児童生徒の学力状況を見ると、小学生の平均正答率は、いずれの教科においても全国平均を下回っていますが、学んだことを活用する力は全国平均に近づく結果となっています。また、中学生の平均正答率については、平成19年度の調査ではすべての教科において全国平均を下回っていましたが、平成21年度の調査においては、数学の基礎的・基本的な内容では全国平均を下回っているものの、その他の教科では全国平均を上回っています。
- 今後とも、調査結果を踏まえながら、市町村教育委員会と連携を図り、教員の教科指導力の向上、児童生徒の学習習慣の形成、教育環境基盤の充実等を図ることにより、「確かな学力」の定着を図る必要があります。

◇全国学力・学習状況調査の教科に関する調査の結果(%)

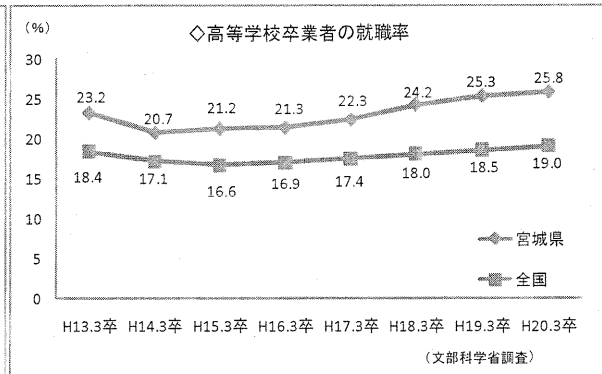
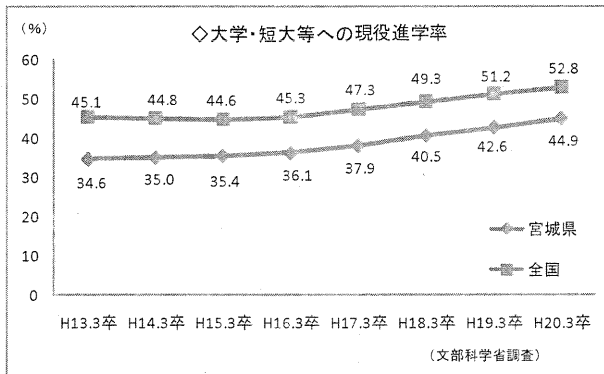
	「知識」に関するA問題		「活用」に関するB問題			
	宮城県平均 正答率	全国平均と の比較	宮城県平均 正答率	全国平均と の比較		
小学校	国語	H21	67.4	-2.5	49.8	-0.7
		H20	64.2	-1.2	49.2	-1.3
		H19	80.6	-1.1	61.0	-1.0
	算数	H21	77.5	-1.2	54.0	-0.8
		H20	71.3	-0.9	50.4	-1.2
		H19	81.1	-1.0	61.4	-2.2
中学校	国語	H21	78.1	+1.1	76.4	+1.9
		H20	73.8	+0.2	61.8	+1.0
		H19	80.8	-0.8	71.0	-1.0
	数学	H21	62.1	-0.6	57.7	+0.8
		H20	61.4	-1.7	49.1	-0.1
		H19	70.3	-1.6	59.4	-1.2

(文部科学省資料)

② 高等学校卒業生の進路について

- 本県における大学進学率及び現役大学進学達成率については、いずれも上昇傾向にあり、平成20年3月卒業生では大学進学率は44.9%、現役大学進学達成率は86.8%となっていますが、全国平均に比べると依然として低い状況にあります。

- ・ 高校生の就職率については、平成13年度を底として増加に転じており、平成20年3月卒業生の就職率は25.8%と全国平均より高くなっていますが、新規高校卒業生の早期離職率は、全国平均より高い水準で推移しています。さらに、ニート、フリーター等と呼ばれる若者の数は、やや減少傾向にあるものの、依然高い水準にあります。
- ・ 今後とも、経済情勢の見通しが困難な中で、進学・就職を問わず、児童生徒が自己理解を深め主体的に進路を選択し、決定する能力や態度を養い、しっかりとした勤労観・職業観を身に付け、社会人・職業人として自立していくことができるようとする教育が求められています。



③ 道徳・規範意識等について

- ・ 社会における人間関係の希薄化、自然と触れ合う体験の不足等から、子どもたちに関して、命を大切にする心、規範意識、思いやりの心、感謝する心等が育ちにくくなっているとの指摘がなされています。
- ・ 本県が平成20年9月に実施した「教育に関する県民意識調査」においては、これからの社会にはどのような人が必要かという設問に対し、「社会のルールを守り、正義や責任などの気持ちをしっかり持つ人」、「よりよい人間関係をつくるコミュニケーション能力があり、人と協力してものごとにあたることができる人」と回答した人が多くなっています。
- ・ 多様な社会体験、自然体験、読書活動等を通じて、人間関係を形成する上で基本となる規範意識、命を大切にする心、他者を思いやる心などを育てていくことが求められています。

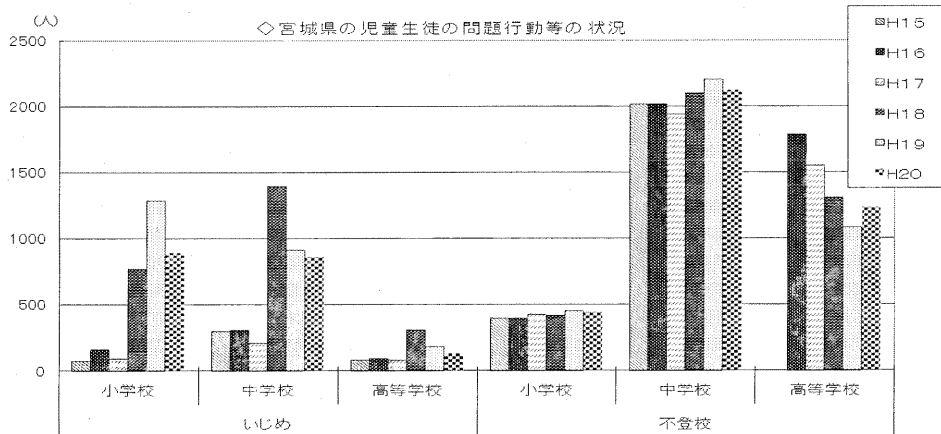
◇道徳・規範意識に関する県民の意識

設問 これからの社会には、どのような人がより必要だと思いますか。(3つまで選択)	
n=6,793	
選択肢	【回答数及び回答率】
社会のルールを守り、正義や責任などの気持ちをしっかり持つ人	1,230 (18.1%)
よりよい人間関係をつくるコミュニケーション能力があり、人と協力してものごとにあたることができる人	1,124 (16.5%)
自分で考え行動するなど、自立心をもつ人	1,021 (15.0%)
苦しさ・つらさなどに耐える力を持ち、ねばり強くものごとにあたる人	994 (14.6%)
未来のことや新しいことを考える力があり、社会をより良くしようとする人	603 (8.9%)
美しいもの、すばらしいことに感動する心を持ち、感じたこと考えたことを表現できる人	593 (8.7%)
豊かな心、すこやかな身体、高い教養をバランス良くあわせ持つ人	410 (6.0%)
地域の行事に積極的に参加するなど、地域を支えることに熱心な人	329 (4.8%)
いつも学びつづけ、自分を高める努力をする人	323 (4.8%)
文化・芸術、スポーツなどで活躍し、夢や感動をあたえる人	142 (2.1%)
その他・無回答・無効回答	24 (0.4%)

(平成20年度「教育に関する県民意識調査」(宮城県教育庁教育企画室資料))

④ いじめ・不登校等について

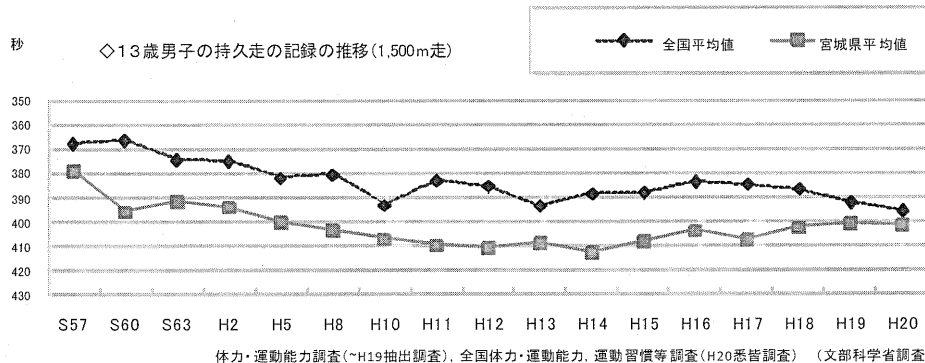
- 本県の児童生徒数に占める不登校の割合は、ここ10年間で小学校が約0.3%、高校が約2%で推移しているのに対し、中学校は約2.5%から約3.2%に増加している状況にあります。また、いじめについては、1,000人当たりの認知件数が全国平均を上回っています。
- いじめ・不登校等について、特に中学校における指導の充実が求められるとともに、問題行動の兆候をいち早く把握し、迅速に対応することが必要であり、スクールカウンセラーの配置も含む教育相談活動の充実、学校・家庭・関係機関が連携した地域ネットワークの構築等、早期発見・早期解決に向けたきめ細かな対応と支援が求められています。



※ 発生件数はすべて本県の値 (文部科学省調査)
 ※ いじめの件数については、平成18年度調査から定義が見直され、発生件数から認知件数に変更されている。

⑤ 体力・運動能力について

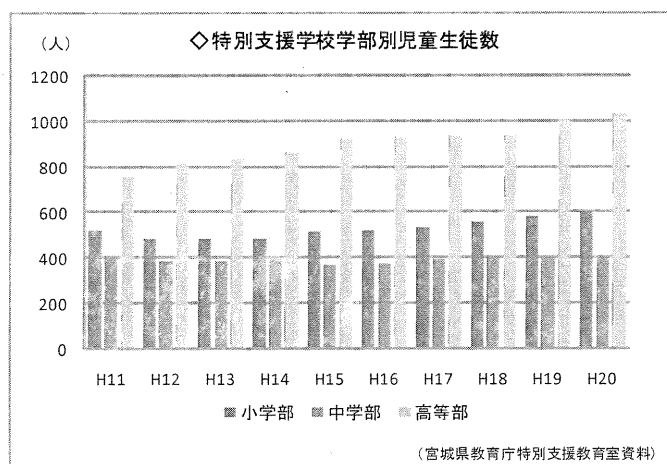
- 本県の児童生徒は、体格の面では全国平均を上回っていますが、体力・運動能力については、全国と同様に低下傾向を示しています。近年やや回復の傾向が見られますが、全国と比較した場合、特に自分の体重を移動させる種目等で全国平均を下回っている状況にあります。また、肥満傾向児の出現率は全国平均より高くなっています。
- このため、教育活動全体を通じ、児童生徒の運動・スポーツに対する意欲を喚起するとともに、楽しさや喜びを味わいながら体力・運動能力を向上させることができる環境づくり、食に関する指導等健康に関する教育を充実し、望ましい生活習慣の定着を図っていく必要があります。



体力・運動能力調査(～H19抽出調査)、全国体力・運動能力、運動習慣等調査(H20悉皆調査) (文部科学省調査)

⑥ 特別支援教育について

- ・ 特別支援学校に在籍する児童生徒数は、平成11年度の1,749人から平成20年度には2,125人と増加する傾向にあり、特に、知的障害特別支援学校高等部の生徒の増加が顕著であるなど、これらに対応した教育環境の整備が課題となっています。
- ・ また、平成19年4月に学校教育法が一部改正され、障害の程度等に応じ特別の場で指導を行う特殊教育から特別支援教育制度に移行したことにより、知的な遅れのない発達障害児等も対象とされました。そのため、障害の重度・重複化、多様化とともに、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等、通常の学級に在籍する児童生徒への対応も含め、専門機関と連携しながら、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う体制が求められています。



(2) 学校の教育環境等の状況

① 教員について

- ・ 教員は、学校教育において最も重要な役割を担っており、子どもを取り巻く社会が変化する中で、様々な教育的課題に対応した実践的な指導力の向上に向けて、採用、研修、評価、人事異動等の各段階を通じて総合的な資質向上を図る必要があります。また、団塊の世代が退職期を迎えることから、経験豊かな教員の優れた教育技術の蓄積が若い世代の教員に継承されるよう適切な対応が求められています。
- ・ 一方、社会の多様化・複雑化の中で、児童生徒の変化、保護者等からの期待の高まり等もあり、教員が多くの業務を抱えているという指摘があります。文部科学省の調査によれば、公立小学校・中学校教員の残業時間が増えて多忙感を感じている者が少なくない状況にあり、業務の見直しや教員の健康保持も課題となっています。

◇望ましい教員に関する県民の意識

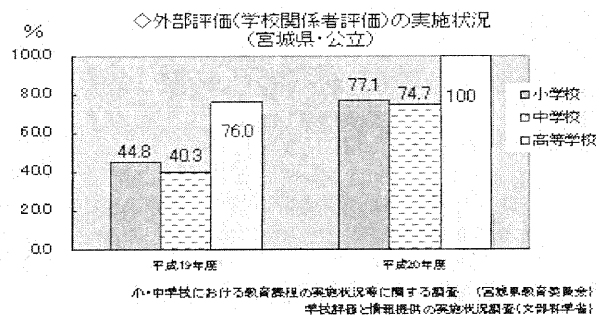
設問 望ましい教師とは、どのような教師だと思いますか。小学校・中学校・高等学校に分けてお答えください(それぞれ3つまで)。

	【小学校】	【中学校】	【高等学校】
(1) 高い専門的知識や技術を持つ教員	1.8%	5.7%	21.2%
(2) 子どもによくわかる教え方をする教員	27.5%	17.5%	10.6%
(3) 物事や現象を感動を持って語ることでできる 感性豊かな教員	9.5%	8.1%	6.8%
(4) 子どもの立場になって考える教員	12.0%	10.3%	6.3%
(5) 明るく子どもと接する教員	8.0%	2.1%	1.2%
(6) 公平に子どもと接する教員	17.0%	14.0%	8.6%
(7) 子どもの適正を把握し、個性を伸ばす教員	12.0%	16.5%	18.1%
(8) 子どもをきびしく指導できる教員	4.1%	8.8%	7.5%
(9) 何でも気軽に相談できる教員	4.7%	11.1%	12.1%
(10) 学校だけでなく、地域活動や社会活動でも 指導者になってくれる教員	2.0%	2.9%	4.0%
(11) その他	0.2%	0.2%	0.3%
無回答・無効回答	1.1%	2.7%	3.3%

(平成20年度「教育に関する県民意識調査」(宮城県教育庁教育企画室資料))

② 学校運営について

- ・ 学校が保護者、地域住民等の信頼に応え、絶えずその運営の改善と教育水準の向上を図るため、各学校の教育活動の状況について点検・評価を行い、その結果等について保護者等に積極的に情報を提供していく学校評価制度が導入されています。
- ・ 現在、すべての公立小学校・中学校・高等学校において、自己評価による学校評価を実施しているほか、すべての高等学校及び多くの小学校・中学校において、保護者、学校評議員等の学校関係者による評価に取り組んでいます。今後、より多くの学校において定着させるとともに、評価項目を工夫するなど学校評価の更なる充実が必要です。
- ・ 学校が保護者や地域住民の要望や期待にきめ細かく対応していくため、各学校による取組を支援し、地域に根ざした特色ある教育活動を推進することができるような体制づくりを進める必要があります。

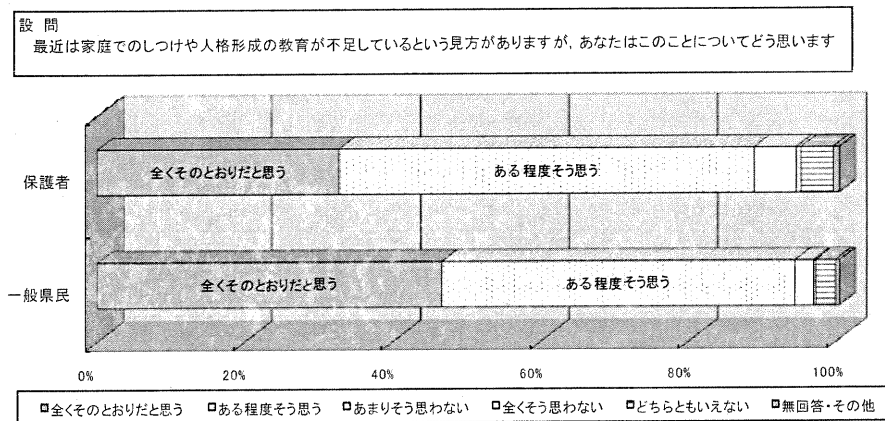


(3) 家庭・地域の教育環境の状況

① 家庭の教育環境について

- ・ 家庭はすべての教育の出発点であり、子どもの基本的な生活習慣、倫理観、自立心、自制心等を身につける基盤になるものですが、近年、都市化、少子化、核家族化の進展等子どもを育てる家庭の環境が大きく変化しています。また、子どもへの接し方が分からず、子育てに不安や負担を感じる親が増加しているとの指摘があるほか、児童虐待の件数も増加しています。
- ・ 本県が平成20年9月に実施した「教育に関する意識調査」においても、家庭での教育が不足していると感じるという回答が高い割合で見られます。こうした状況を踏まえ、家庭の子育てや親になるための「学び」と「育ち」を社会全体で支える仕組みづくりが求められています。

◇家庭教育に関する県民の意識



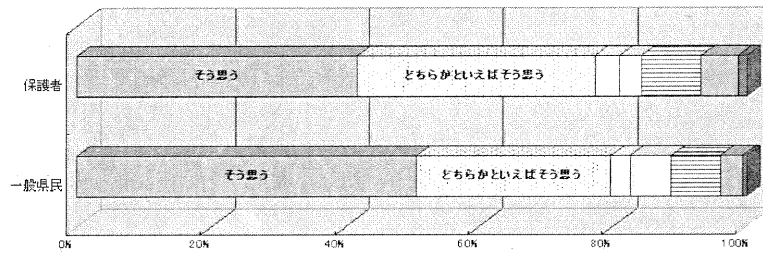
(平成20年度「教育に関する県民意識調査」(宮城県教育庁教育企画室資料))

② 地域の教育環境について

- ・ 地域社会は、集団のルール、社会性、規範意識、豊かな情操等を育む場として大きな役割を果たしてきましたが、都市化、核家族化の進展、地縁によるつながりの希薄化等による地域の教育力の低下が指摘されています。
- ・ 変化する社会の中で、自立する人間を育成するためには、地域社会を構成する各関係者(学校、家庭、社会教育団体、企業、NPO等)が協働し、子どもたちを育む仕組みを意識的に再構築していくことが必要です。
- ・ 地域の人材等これまで蓄積されてきた教育資源の活性化、子どもたちの安全で安心な居場所づくりなど、学校・家庭・地域の連携を進めながら、地域の教育力を向上させることが求められています。

◇地域の教育に関する県民の意識

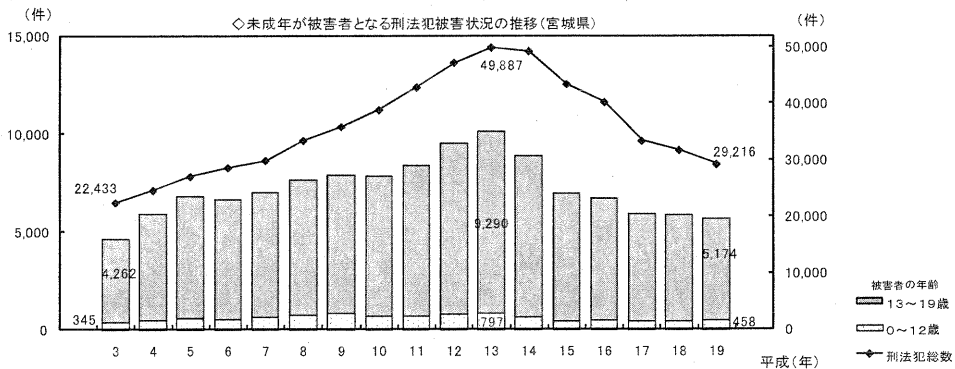
設問
社会の大きな変化の中で、これからの教育は、学校や家庭だけでなく、地域住民、企業、社会教育団体、NPOなどからなる地域社会全体の問題として取り組んでいく必要があるといわれていますが、そう思いますか。(1つ選択)



平成20年度教育に関する県民意識調査結果(宮城県教育委員会)より

③ 安全・安心の確保について

- ・ 子どもの安全・安心については、県及び各市町村では、通学時等における安全の確保に努めてきましたが、交通事故のほか、近年、他の都道府県においては、学校に不審者が侵入して子どもや教職員の安全を脅かす事件等が、また、本県においても、通学路で子どもに危害が加えられる事件等が発生しています。
- ・ さらに、情報化の急速な進展により、児童生徒の生活の中に携帯電話等が深く入り込んでいる実態があり、携帯電話、インターネット等を通じた有害サイトが介在する犯罪、携帯電話等を使ったいじめ等が発生するなど、社会の変化に対応した子どもの安全・安心の確保に向けて、学校、保護者のみならず、地域社会、関係機関等が一体となって取り組むことが重要となっています。



(宮城県犯罪統計(宮城県警察本部資料))

(4) 生涯学習・文化芸術・スポーツの状況

① 生涯学習・文化芸術について

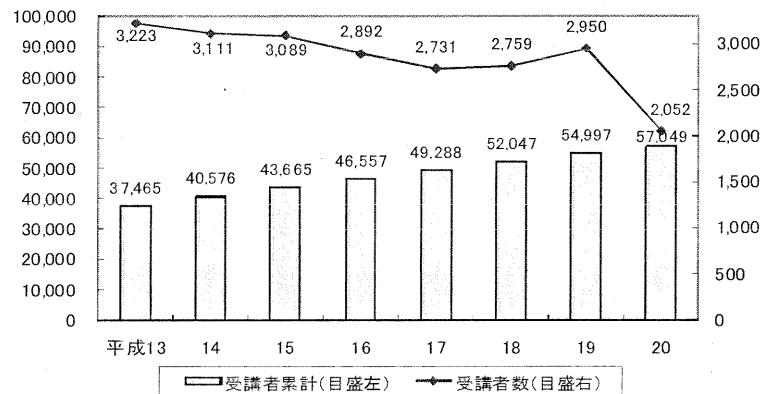
- ・ 生涯学習の事業として実施している「みやぎ県民大学」の受講者は、ここ数年、3,000人弱で推移しています。また、宮城県図書館の平成20年度の貸出総冊数は約92万冊であり、ここ数年約90万冊で推移しています。
- ・ 変化する社会の中で、県民一人一人が、生涯を通じて充実した生活を送

り、自己実現を図っていくためには、学校教育の期間のみならず、ライフステージに応じて「いつでも、どこにいても」学び、文化芸術活動を楽しむ環境が重要となっています。

- 社会教育施設は、生涯学習・社会教育のネットワークの拠点であり、地域社会や産業界の要請に応じた学習を提供するなど学習活動を充実させるほか、その成果を活用し地域の教育力を向上させる役割が求められています。

◇みやぎ県民大学受講者数の推移

(人)



(宮城県教育庁生涯学習課資料)

② スポーツについて

- スポーツについては、特に近年、健康・体づくりに対する意識が高まっており、本県成人の週1回以上スポーツ実施率は、平成13年度の14.6%から平成18年には30.8%（散歩を除く。）に上昇しています。また、地域の人々が「いつでも、だれでも」気軽にスポーツを楽しめる「総合型地域スポーツクラブ」（地域の人たちが主体的に運営するクラブで、複数の種目が用意され、だれもが参加できるスポーツクラブ）が県内15市町27箇所設置されていますが、県民のだれもが身近で気軽にスポーツを楽しむ機会の充実に向け、更に設置の促進が望まれます。
- また、スポーツは県民に夢と感動を与える役割も期待されており、国民体育大会における上位成績の維持と国際的なスポーツ競技会等で活躍できる人材の育成が求められています。

◇宮城県の総合型地域スポーツクラブ設立状況

年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
設立クラブ数	0	2	6	6	2	3	5	2
累計	1	3	9	15	17	20	25	27

※総合型地域スポーツクラブ：
地域の人たちが主体的に運営するクラブで、複数の種目が用意され、だれもが参加できるスポーツクラブ。

(宮城県教育庁スポーツ健康課資料)

第3章 本県教育の目指す姿

1 目指す姿

国際化や高度情報化の進展、少子高齢化の進行など大きく変化しつつある社会にあって、宮城の子どもたちが、今後自立した一人の人間として力強く生きていくためには、基礎的・基本的な知識・技能や主体的に判断し、行動する資質・能力を一層確実に身につけていかなければなりません。

同時に、社会を構成する一員として、また、自らが生まれ育った社会の歴史を土台として、より良い社会を創造していく役割を担う者として、他者を思いやる心、人を尊敬する心、正義感や公正さを重んじる心、自然や美しいものに感動する心などの豊かな人間性を育むことが求められています。

子どもたちが学びを継続するためには、大人たちの励ましや支え、また、学ぶ意義を実感するような体験や出会いが必要です。こうした過程を経て、子どもたちは、学ぶことの楽しさ、大切さを知るとともに、自分自身や他者に対する理解を深め、その結果として、社会の中で自らが果たすべき役割や目標を将来にわたって展望し、その実現に向けて自らを磨き高めていくような、高い志を持つことができるようになります。

このように子どもたちを^{はぐく}育んでいくことは、学校・家庭だけでなく、社会全体の責務であり、学校・家庭・地域が強い絆で結ばれ、一体となって取り組むことが必要です。

子どもたちの教育に関して、心身の発達に応じて体系的かつ組織的な教育を行う公的な機関である「学校」、教育の全ての原点であり、豊かな情操、基本的生活習慣、基本的倫理観、他者への思いやり、信頼感等学習の基盤となる意欲、態度等を育む「家庭」、異なる世代の様々な人々との交流をとおして、社会性、勤労観・職業観、規範意識等を涵養する「地域」は、それぞれが他では代替しがたい役割を担っています。これらが、それぞれの持つ力を結集し、協働しながら、宮城の豊かな自然、産業、数多くの高等教育機関等の教育資源を最大限に活用しながら教育に取り組んでいく必要があります。

さらに、こうした子どもたちを^{はぐく}育む地域社会は、一人一人が生涯にわたって学び続け、学んだ成果を通じて多様な交流が行われることにより、潤いのある文化を守り育む場であることが望まれます。

こうしたことから、次のように本県教育の目指す姿を掲げます。

【目指す姿】

本計画を着実に進めることにより、計画期間である10年間を経過した段階で次のような姿が実現することを目指すものとします。

学校・家庭・地域の強い絆^{きずな}のもとで、よりよい未来を創造する高い志を持った、心身ともに健やかな子どもが育っています。

そして、人々の生涯にわたる多様な学びと交流の中で、潤いのある文化を守り育む地域社会が形成されています。

2 計画の目標

本県教育が10年後に目指す姿の実現に向けて、具体的には、次の4つを本計画の目標として取り組んでいきます。

- (1) 夢と志を持ち、その実現に向けて自ら考え行動し、社会を生き抜く人間を育む。

高度情報化や経済活動のグローバル化の一層の進展により、これからの社会は、これまで以上に変化の激しいものになることが見込まれます。

そうした変化の中でたくましく生き抜くためには、高度な知識・技能を身に付けるとともに、自らの適性を的確に把握し、社会の中で自らが果たすべき役割を将来にわたって展望し、その実現に向けて強い意志を持って自律的に行動できる人づくりを進めます。

- (2) 次代を支える社会の一員として、歴史が培ってきた文化や規範を尊重し、思いやりの心に富んだ人間を育む。

人間は、社会を構成する一員として、互いを尊重し、社会の中で共に支え合い、助け合いながら生きて行く必要があります。

歴史の中で生きてきた先人や年長者を尊ぶ心を醸成し、これまで積み重ねてきた文化や規範を尊重するとともに、思いやりや助け合う心を持ち、他者と良好な関係を築きながら明日の社会を支えていく人づくりを進めます。

- (3) 学校・家庭・地域の教育力の充実と連携の強化を図り、社会全体で子どもを守り育てる環境をつくる。

教育の原点は家庭にあり、家庭において基本的な生活習慣や自立心を^{はぐく}育むとともに、地域が家庭を支え、その基盤の上で、^{はぐく}学校教育において体系的な知識・技能を修得し、集団生活の中で社会性を育むことができるものです。上記の二つの人づくりの目標を実現するため、学校・家庭・地域のそれぞれの教育力を充実させるとともに、相互に連携する仕組み作りを行い、社会全体で子どもを守り育てる環境をつくっていきます。

- (4) 生涯にわたり学び、互いに高め合い、充実した人生を送ることができる地域社会をつくる。

少子高齢化の進行や科学技術の高度化、高度情報化の進展の中で、生涯を通じて健康で生きがいある生活を送り、それぞれの自己実現を図ることができる多様な学習・活動の機会が求められています。

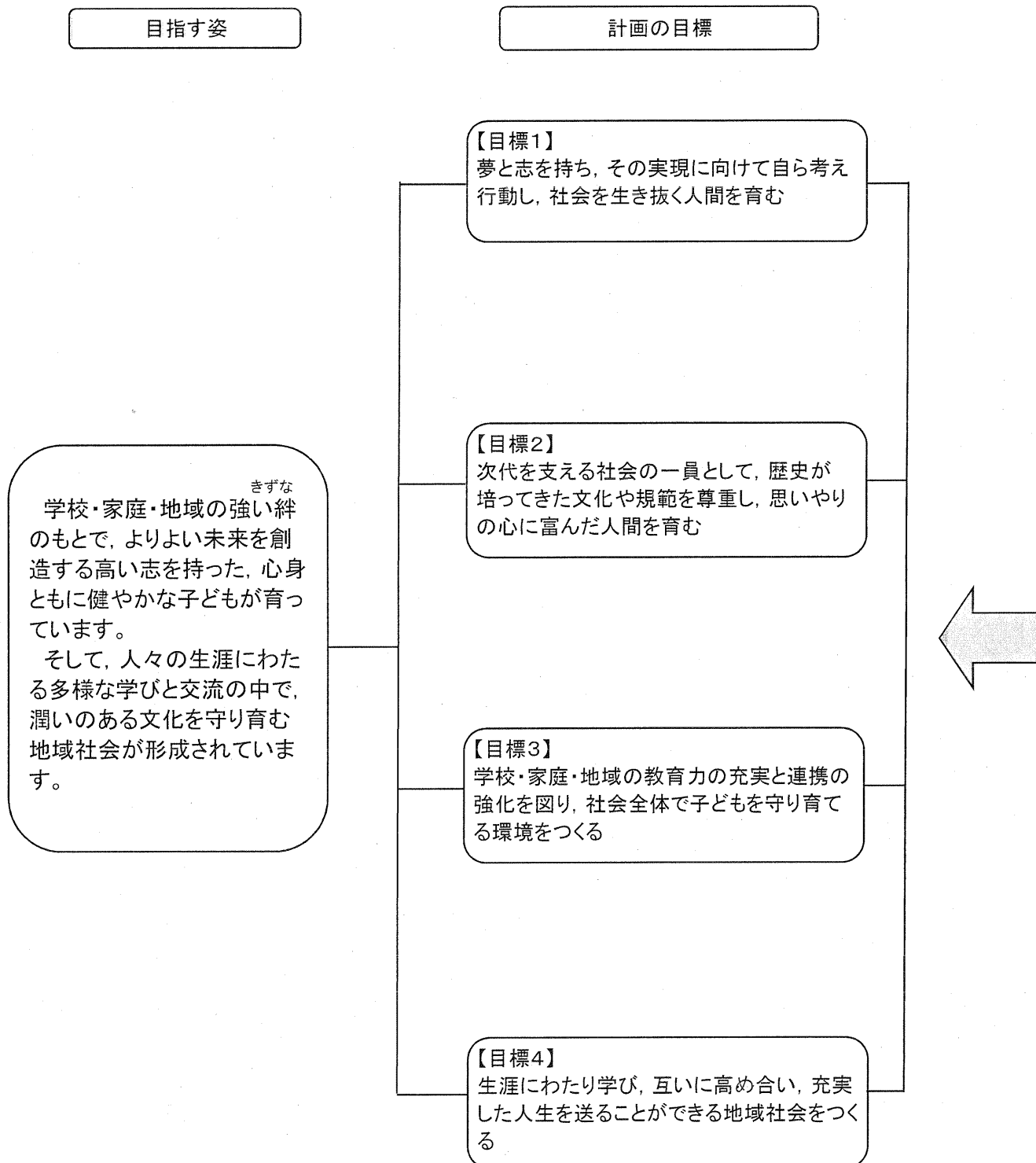
また、社会の変化の中で、生活に必要な知識、情報、技術等も変化しており、常に充実した生活を送れるよう、生涯にわたり学び続けることができ、互いに高め合える地域社会をつくっていきます。

第4章 施策の展開

1 施策の全体体系

本計画では、計画の理念として掲げた「目指す姿」と4つの「計画の目標」のもと、それらの実現に向けて取り組んでいきます。

そのために実施する主な施策を6つの「基本方向」に分け、全部で26の取組を実施します。また、そのうち11の取組については、重点的取組として特に力を入れて推進していきます。



施策の基本方向と実施する施策

本県教育の課題

【基本方向1】
学ぶ力と自立する力の育成

- 1 小・中・高等学校を通じた「志教育」の推進
〈重点的取組1〉
- 2 基礎的な学力の定着と活用する力の伸長
〈重点的取組2〉
- 3 幼児教育の充実
- 4 伝統・文化の尊重と国際理解を育む教育の推進
- 5 時代の要請に応えた教育の推進

学力について：
全国学力・学習状況調査の結果、全国と比べやや低い状況。市町村教育委員会と連携を図り、教員の教科指導力、学習習慣の形成、教育環境基盤の充実等が必要。

高等学校卒業生の進路について：
大学進学率は全国平均よりも低い。また、新規高卒者の離職率が全国平均よりも高く、今後、生徒が主体的に進路を選択する力や、勤労観・職業観の醸成が求められる。

【基本方向2】
豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成

- 1 感性豊かでたくましい心を持つ子どもの育成と支援
〈重点的取組3〉
- 2 健康な体づくりと体力・運動能力の向上
〈重点的取組4〉
- 3 災害に積極的に向き合う知識と能力の育成
- 4 食に関心を持ち、元気な子どもの育成
- 5 心身の健康を保つ学校保健の充実

道徳・規範意識等について：
人間関係の希薄化や自然体験の不足が指摘される中で、豊かな人間性を育む教育が必要。

いじめ・不登校等について：
いじめについては全国の発生率を上回り、不登校は中学生で増加がみられる。学校、家庭、関係機関とのネットワークの構築などの対応が必要。

体力・運動能力について：
体格面では全国平均を上回っているが、体力・運動能力については全国平均を下回っている種目も多く、運動・スポーツに親しむ環境づくりが必要。

【基本方向3】
障害のある子どもへのきめ細かな教育の推進

- 1 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進
〈重点的取組5〉
- 2 障害のある子どもの自立と社会参加の支援

特別支援教育について：
特別支援学校の児童生徒数の増加に対応した教育環境の整備が課題。また、特別支援教育制度への移行に対応してLD、ADHD等を含むきめ細かな指導が必要。

【基本方向4】
信頼され魅力ある教育環境づくり

- 1 教員が学び続けるための体系的な研修の推進
〈重点的取組6〉
- 2 開かれた学校づくりの推進
〈重点的取組7〉
- 3 優れた人材の確保と能力を発揮できる教職員人事システム
- 4 教職員を支える環境づくりの推進
- 5 県立高校の改革の推進
- 6 学習環境の整備充実
- 7 私学教育の振興

教員について：
教員は学校教育において、最も重要な役割を担うものであり、採用、研修、人事異動等の各段階を通じた教員の資質向上が求められる。多忙化への対応も課題。

学校運営について：
地域全体で児童生徒の成長を支えるためには、地域から信頼される学校づくりを進める必要がある。

【基本方向5】
家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくり

- 1 親の「学び」と「子育て」を支える環境づくり
〈重点的取組8〉
- 2 地域と学校の協働による学校支援の仕組みづくり
〈重点的取組9〉
- 3 子どもたちの体験活動の推進

家庭の教育環境について：
都市化、少子化等により家庭環境が大きく変化しており、子育てや親になる学びを地域で支える仕組みが必要。

地域の教育環境について：
地域社会のつながりの希薄化が指摘され、地域社会を構成する各機関が子どもを育む仕組みを構築していくことが求められる。

安全・安心の確保について：
他県での学校に不審者が侵入する事件の発生や携帯電話等が介在する犯罪の増加などに関係機関等が一体となった対応が必要。

【基本方向6】
生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進

- 1 地域をつくる生涯学習・文化芸術の推進
〈重点的取組10〉
- 2 生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の充実
〈重点的取組11〉
- 3 競技スポーツ選手の強化に向けた環境の充実
- 4 文化財の保護と活用

生涯学習・文化芸術について：
県民が、生涯にわたり、生きがいのある生活を送ることができるよう、県民のニーズに対応した学習環境づくりが求められる。

スポーツについて：
県民が充実したスポーツライフができるよう身近にスポーツを楽しむ環境の整備が求められる。

※ 実施する施策のうち、網かけ部分は重点的取組

2 施策の基本方向

基本方向1 学ぶ力と自立する力の育成

学校教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目指すものといえます。こうした観点から、児童生徒の発達段階に応じ、自己の適性等と社会の中で果たすべき役割、「学ぶことの意義」の理解を促しながら、勤労観や職業観を涵養し、主体的に進路を選択する能力や態度を育成する「志教育」の取組を進めていきます（注）。

同時に、基礎的・基本的な知識・技能のさらなる定着を図るとともに、学んだことをもとに、主体的に考え、判断し、課題を解決する力の育成に取り組んでいきます。

他方、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる幼児教育の重要性が高まっていることから、幼稚園や保育所等における就学前の教育の充実や小学校との円滑な接続等に向けた取組を進めます。

また、国際理解、環境問題、情報化、福祉等、今日的課題に関する学習を通して、激しく変化する社会を生き抜くための力を育成していきます。

- (1) 小・中・高等学校を通じた「志教育」の推進（重点的取組1 P24～25）
 - ・ 児童生徒が、将来、社会人・職業人として自立する上で必要な能力や態度を育てるとともに、主体的に学ぶ意欲を高めるため、地域や企業と連携しながら、小学校から高等学校までの教育活動全体を通じ常に人間としての生き方を考えながら学びに向かうよう促す「志教育」を推進します。
- (2) 基礎的な学力の定着と活用する力の伸長（重点的取組2 P26～27）
 - ・ 教員の一層の資質向上を図るとともに、家庭・地域と連携し基本的生活習慣や学習習慣の定着に取り組みます。さらに、児童生徒の学習状況の把握、学校の学力向上に向けた取組等を推進し、児童生徒の確かな学力の定着を図ります。
- (3) 幼児教育の充実
 - ・ 幼児期の教育の質を高めるため、新しい幼稚園教育要領と保育所保育指針に基づいた教育、保育等を着実に進めるとともに、幼稚園教員や保育所保育士の研修により資質の向上を図ります。また、保護者の家庭教育支援にも配慮しながら、幼稚園・保育所・小学校三者間の連携と交流を促進し、幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図ります。
 - ・ 人格形成の基礎となる人とかかわる力、思考力、感性、表現力等を育むために、様々な人やものとのかかわりを通じた多様な体験が重ねられるような教育を推進します。
- (4) 伝統・文化の尊重と国際理解を育む教育の推進
 - ・ 我が国固有の伝統・文化や郷土の教育資源を活用した学習等を通じて、自国や郷土の歴史への関心を高め、理解を深める教育を推進します。
 - ・ 他国の文化、生活習慣等を理解し互いを尊重して共に生きていくための能力や態度を育成するため、教員研修の充実、外国語指導助手の適切な配置等による小学校段階からの外国語活動等を行います。また、帰国子女等日本語の理解が不十分な児童生徒に対して、日本語指導の教員の配置や学習面及び学校生活面におけるきめ細かい支援を行うなど、国際化に対応した教育を推進します。
- (5) 時代の要請に応えた教育の推進
 - ・ 高度情報化社会に対応できるよう、ICT（情報コミュニケーション技術）を活用した学習活動を展開し、発達の段階に応じた情報活用能力を育成するとともに、情報活用のルール、セキュリティ等の情報モラル教育を推進します。
 - ・ 宮城の豊かな自然を生かした体験活動等を通じて、人間と環境とのかかわりについて理解を深め、生命を尊重し自然を愛する心を育む、地域に根ざした環境教育を推進します。また、環境問題を自らの問題として環境に配慮した行動を進んでとれるような態度を養います。

（注）こうした内容の教育は、一般的には「キャリア教育」と言われていますが、自分が将来社会人としてどのような役割を果たすべきか、また果たせるかという観点を軸に、常に人間としての生き方を考えながら学びに向かうよう促す教育という意味を明確にするため、従来のキャリア教育も含め、関連する教育活動全体を本県においては「志教育」と呼ぶものとします。

基本方向2 豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成

本県の豊かな自然・風土、多彩な歴史・文化等の教育資源を活用した体験活動を通して、命を大切にする心や社会的規範意識、美しいものや自然に感動する心を育てることに取り組んでいきます。

様々な学習活動において、経験したことや考えたことを自分自身の言葉で表現するとともに、相手の言葉を理解しようとする意欲及び態度の育成を重視し、コミュニケーションや感性・情緒の基盤となる言語活動を充実させる教育を推進し、人と積極的に交わりながら、学ぶ喜びや楽しさを味わうことを通して、人を思いやる心、道徳心等社会の中で他者と協調しながら共に生きるために必要な実践的な態度、資質等を育成していきます。

いじめ等の問題行動を解消するため、学校・家庭・関係機関が連携する体制づくりに取り組んでいくとともに、登校へ向けた支援体制の充実を図ります。

また、生涯にわたり健康・安全で活力ある生活を送るための基礎的な体力・運動能力の向上を図り、自然災害等の危機を乗り切る知識能力を養います。

(1) 感性豊かでたくましい心を持つ子どもの育成と支援（重点的取組3 P28～29）

- 子どもたちの豊かな人間性や社会性を育成するため、様々な体験活動を推進し規範意識等の醸成やコミュニケーション能力の育成を図ります。
- いじめ、不登校等への対応に向けて教育相談活動の充実を図ります。また、不登校などの支援を必要とする児童生徒へは、関係機関が連携したネットワークを構築し、学校復帰へ向けた多様な支援に取り組みます。

(2) 健康な体づくりと体力・運動能力の向上（重点的取組4 P30～31）

- 子どもたちが、日常生活において外遊びなど体を動かす機会が増えるよう、子どもたちがスポーツに親しみ、自ら身体を動かそうという意欲を引き出す取組を進めていきます。
- 専門的な指導力を有する地域の人材を積極的に活用するなど、地域と連携した学校体育と運動部活動に取り組みます。

(3) 災害に積極的に向き合う知識と能力の育成

- 周期的に発生する地震等について正しい知識を備えるなど、自然災害に向き合いながら生きていく力を身に付けさせるため、子どもたちの成長段階に応じ、系統的な防災教育を推進します。
- 教職員の防災に関する意識を高めるため、定期的に防災教育や防災管理に関する研修会を開催し、防災教育に関する指導力の向上を図ります。

(4) 食に関心を持ち、元気な子どもの育成

- 食に関する指導が、学校の教育活動全体を通じて計画的に実施されるよう、食の指導に関する全体計画及び年間指導計画を整備し、学校給食と各教科との関連を図った指導の充実に努めます。
- 宮城の食材、郷土料理、行事食等を学校給食に取り入れ、生きた教材として活用することにより、宮城の食文化についての理解を深めます。
- 農業体験、漁業体験、生産者との交流、収穫した野菜を使用した調理実習等、食に関する様々な体験や交流を通じた食育の推進を図ります。

(5) 心身の健康を保つ学校保健の充実

- 各学校において、児童生徒に対する健康診断、環境衛生検査、指導等に関する学校保健計画を策定し、児童生徒の健康の保持増進を図るとともに、家庭、地域の医療機関をはじめとする関係機関等と連携して学校保健の充実を図ります。

基本方向3 障害のある子どもへのきめ細かな教育の推進

発達障害を含め、障害のある子どもに対して、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うために、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことのできる環境づくりを進めるとともに、特別支援学校の狭^{きょうあい}隘化等への対応に努めます。

幼稚園、小学校、中学校、高等学校等に在籍する障害のある児童生徒等について、特別支援学校やさまざまな関係機関が連携して、当該在籍校等に対する相談支援を行う体制を整備します。

障害のある子どもの社会参加のため、県民の理解促進や就労に向けた支援を推進します。

(1) 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育（重点的取組5 P32～33）

- ・ 発達障害を含め障害のある子どもの自立や社会参加に向けて、一人一人の発達段階や障害に配慮した全校的な支援体制を構築するとともに、関係機関と連携し、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等への専門的・技術的な支援と教職員研修を充実し、特別支援教育への理解促進及び指導力の向上を図ります。
- ・ 特別支援学校が、身近で信頼される特別支援教育のセンターとしての役割を担うよう、相談支援機能の充実を図ります。
- ・ 特別支援学校における知的障害を有する児童生徒の増加等に対応した教育環境の整備に努めます。

(2) 障害のある子どもの自立と社会参加の支援

- ・ 障害のある子どもの主体的な進路選択及び就労を支援するため、教職員研修の充実を図り専門性の高い人材を育成します。
- ・ 障害のある子どもが、自立した社会生活を送ることができるよう、地域の産業界及び労働、福祉、教育等関係機関が連携し、職業教育や就労支援の充実を図ります。

基本方向4 信頼され魅力ある教育環境づくり

教育をめぐる様々な課題に対応し、教育水準を向上させるため、採用、研修、評価、人事異動等の各段階を通じ、総合的に教員の指導力及び資質の向上を図ります。

保護者、地域住民等の信頼を得ながら、家庭や地域社会と連携を進めるため、各学校ごとに、教育目標、教育活動計画とその実施状況、教育成果の評価等を公開し、開かれた学校づくりを推進します。

少子高齢化、高度情報化、国際化等の進展、分権型社会の到来等、時代や社会の変化が急速に進む中、県立高校においては、「主体的に生き抜く力」と「人と関わる力」の育成に特に重点的に取り組むこととし、そのために必要となる授業展開、学校づくり、条件整備等を行っていきます。

また、子どもたちが安心して学べるように学習環境の充実に努めるとともに、私立学校の役割も踏まえ、私学への支援を行います。

(1) 教員が学び続けるための体系的な研修（重点的取組6 P34～35）

- ・ 教員の資質の向上や学校として抱える課題に対応するため、教育活動の中で各校種間の連携強化を図るとともに各学校において校内研修を充実し、教員の指導力の向上を図ります。
- ・ 教職経験に応じて必要となる体系的な教員研修の更なる改善と充実に努めます。

(2) 開かれた学校づくりの推進（重点的取組7 P36～37）

- ・ 学校の教育活動や学校運営の自律的かつ継続的な改善に資するため、学校評価等の充実に取り組み、保護者や地域住民が学校運営へ参画し、地域に開かれた学校づくりを進めます。
- ・ 専門的知識や技能を有する優れた社会人を活用し、教育内容の充実に努めます。

(3) 優れた人材の確保と能力を發揮できる教職員人事システム

- ・ 教員採用選考の工夫、改善等の推進により、実践的指導力や豊かな人間性、教育への情熱を持った優れた教員の確保に取り組みます。
- ・ 教職員評価制度の更なる改善を図り、教職員一人一人に自己能力の分析を促し、資質の向上と学校の活性化を図るとともに、教育実践等に顕著な成果を上げた教職員を表彰し、意欲の向上に取り組みます。

(4) 教職員を支える環境づくりの推進

- ・ 学力の向上、心の教育の充実、特別支援教育の充実等の今日的な諸課題に対応できるよう、研修機能、研究機能、相談支援機能等を有する研修の中核施設の整備を推進します。
- ・ 教員が安心して職務に専念できるよう、学校業務の精選と見直しにより子どもと向き合う時間を確保するとともに、メンタルヘルス対策などの健康管理を計画的に行っていきます。

(5) 県立高校の改革の推進

- ・ 社会で活躍するために必要となる基礎的・基本的な知識・技能を確実に定着させるとともに、知識を活用して課題を解決する力や良好な人間関係を構築する力を育成するため、習熟度別授業、少人数の授業展開等をはじめとする各種の取組を推進します。
- ・ 地域における学科のバランス、学校規模、新しい学科の設置等、地域のニーズを踏まえた学校づくりを行うとともに、生徒数減少に連動した再編整備も視野に入れながら、効率的かつ効果的な施設整備を推進します。また、より公正かつ教育効果の高い入学者選抜制度への改善を進めます。

(6) 学習環境の整備充実

- ・ 児童生徒が安全で質の高い教育環境の中で安心して学べるよう、老朽化した県立学校の計画的な改修を進めるとともに、学校図書、情報教育機器等の教材教具の充実を図ります。
- ・ 大規模地震の発生に備え、市町村立学校の早期の耐震化について、市町村に働きかけを行います。
- ・ 経済的理由により修学が困難な高校生等に対し、奨学金制度による支援を行います。

(7) 私学教育の振興

- ・ 私立学校の教育条件の維持向上及び私立学校に通学する児童生徒等の保護者の経済的負担軽減を図るとともに、私立学校の建学の精神に基づく特色ある学校づくりを進めていくため、助成を行います。

基本方向5 家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくり

家庭は、教育の出発点であり、子どもの健全な育成の基盤であることから、家庭教育や子育てに関する情報及び学習機会の提供、地域で支援する人材の養成、企業等の子育て環境づくりの支援等を通じて家庭の教育力の向上を図ります。

また、地域社会は、子どもの社会性、規範意識、豊かな心等を^{はく}育むとともに、安全で安心な教育環境を確保するために重要な役割を担うことから、地域住民、企業、NPO法人等の参画を得て、社会体験等体験活動の機会の充実に取り組むとともに、防災、防犯、有害環境の浄化等子どもの安全の確保に取り組めます。

さらに、家庭・地域・学校がそれぞれの役割の重要性を認識し、相互に連携し支え合いながら、子どもの成長を社会全体で支えていく仕組みづくりを進めていきます。

(1) 親の「学び」と「子育て」を支える環境づくり（重点的取組8 P38～39）

- ・ 家庭教育や子育てに関する情報及び学習機会の提供により、親としての「学び」と「育ち」を支援します。
- ・ 保育所、幼稚園等で子育て相談や親子の交流の場を提供するとともに、地域で家庭教育や子育てを支援する人材の養成等を行います。
- ・ 企業等と連携し、仕事と家庭生活との調和が図られ、安心して育児ができるような環境づくりや放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保に取り組むとともに、社会全体で子どもの生活習慣の向上を支援する普及啓発活動及び体制の整備を行います。

(2) 地域と学校の協働による学校支援の仕組みづくり（重点的取組9 P40～41）

- ・ 協働教育を推進するための組織づくりやその活性化に関して、市町村に支援や助言を行うとともに、協働教育を支える人材の育成や取組の普及を推進します。
- ・ 子どもの防犯や交通安全について、地域や関係機関と連携し、地域ぐるみの学校安全体制の整備を推進します。
- ・ 地域や関係機関と連携しながら、街頭指導や有害環境の浄化に向けた実態把握を行うとともに、地域住民主導による総合的な環境浄化活動を推進します。

(3) 子どもたちの体験活動の推進

- ・ 幼児や大人など異なる世代との交流を図るとともに、地域の自然、生活等と触れあうことのできる自然体験活動、社会体験活動等の充実に通じて地域の環境や産業について学ぶことにより、豊かな心、社会性、自ら考え行動する力等の育成を図ります。

基本方向6 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進

県民誰もが、生涯にわたって自分を磨き、豊かで生きがいのある生活を送ることができるよう、県民のニーズに対応した学習機会の提供に努め、また、その成果を生かす機会を充実させるとともに、地域の教育資源となる人材の発掘、生涯学習指導者の育成や地域づくり活動のリーダーの育成に努めます。

また、文化芸術活動の担い手のすそ野を広げるため、特に青少年を対象に優れた芸術の鑑賞機会の充実を図るとともに、県民の創作・研究等の創造的な活動を支援するため、発表や交流の場を提供します。

誰もがスポーツに親しめるよう、スポーツ環境の充実に努め、いつまでも健康で明るく活力に満ちた生活を送ることができる県民総スポーツ社会の実現に努めるとともに、国内上位・国際水準の競技スポーツ選手の育成を目指し、各年代層において計画的かつ継続的に選手の指導強化を図ります。

郷土の伝統的な文化芸術や文化財を県民共通の財産として、その保存、継承及び発展を図り文化芸術による地域づくりを目指します。

(1) 地域をつくる生涯学習・文化芸術の推進（重点的取組10 P42～43）

- ・ 個人や社会のニーズ等に応じた学習機会を充実し、その成果を地域に還元できるよう支援するとともに、社会教育施設における取組の推進により地域の教育力を強化します。
- ・ 青少年の文化芸術活動への参加、体験活動の充実、文化芸術活動の奨励等を通じて、地域文化の活性化を図ります。

(2) 生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の充実（重点的取組11 P44～45）

- ・ 生涯を通じてスポーツに親しみ、健康・体力の保持増進によって潤いと活力ある生活を実現するため、総合型地域スポーツクラブの支援、学校施設の開放等によりスポーツ・レクリエーション活動への参加機会を拡充し、だれもが、どこでも、いつでも、いつまでもスポーツに親しめる環境を整え、充実したスポーツライフを送ることができる社会を目指します。

(3) 競技スポーツ選手の強化に向けた環境の充実

- ・ 全国レベルの大会や国際大会で活躍できるよう、競技スポーツの選手育成・強化や支援体制の整備を進めます。
- ・ 全国大会、国際大会等で優秀な成績を収めた選手・指導者の顕彰を行います。
- ・ 中長期的な視点に立って本県の競技スポーツの振興を支えていくため、県スポーツ施設の整備、スポーツ情報提供等の条件整備を進めます。

(4) 文化財の保護と活用

- ・ 先人によって築かれ、大切に守られてきた文化遺産を、良好な形で保存し、後世に引き継ぐとともに、生涯学習や学校教育の場において、郷土の文化財を学び体感できる機会を充実させ、郷土の歴史等についての理解を深めながら、これを受け継いで行こうとする意識を高めます。

3 重点的取組

1 学ぶ力と自立する力の育成

(重点的取組 1) 小・中・高等学校を通じた「志^{こころざし}教育」の推進

(重点的取組 2) 基礎的な学力の定着と活用する力の伸長

2 豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成

(重点的取組 3) 感性豊かでたくましい心を持つ子どもの育成と支援

(重点的取組 4) 健康な体づくりと体力・運動能力の向上

3 障害のある子どもへのきめ細かな教育の推進

(重点的取組 5) 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進

4 信頼され魅力ある教育環境づくり

(重点的取組 6) 教員が学び続けるための体系的な研修の推進

(重点的取組 7) 開かれた学校づくりの推進

5 家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくり

(重点的取組 8) 親の「学び」と「子育て」を支える環境づくり

(重点的取組 9) 地域と学校の協働による学校支援の仕組みづくり

6 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進

(重点的取組 10) 地域をつくる生涯学習・文化芸術の推進

(重点的取組 11) 生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の充実

重点的取組1

小・中・高等学校を通じた「志^{こころざし}教育」の推進

教育の目的は、自立して生きるための能力を育成するとともに、社会を支える構成員として必要な態度を身に付けることにあります。子どもたちに対しては、自らの適性を理解し、主体的に学ぶ意欲と目標を持って努力するよう促していく必要があります。そのため、卒業時における進路指導だけでなく、小・中・高等学校の全時期を通じて、勤労観や社会性を養い、将来の職業や生き方についての自覚を促す「志^{こころざし}教育」を実施していきます。

「志^{こころざし}教育」の実施に当たっては、様々な社会活動や仕事、職業等を体験することにより、学校で学ぶ知識と社会、職業との関連を実感させ、自ら学び、自ら考える態度を養います。また、多様な人間関係、集団、組織において、他者との関係を築きながら自らの役割を果たす体験をさせ、その達成を通じて得られる自己理解・他者理解の深化、充足感や自己有用感を契機として、自らの在り方生き方についてより明確に考えられるよう促していきます。

【主な取組】

■ 「志^{こころざし}教育」推進体制の整備

小学校から高等学校までの教育活動全体を通して「志^{こころざし}教育」を推進するための実践的手法、専門知識及び技能の習得等により教員の専門性の向上を図るとともに、企業や地域等の学校外の資源を効果的に活用するための連携体制の構築を図ります。

■ 主体的な進路選択の支援

生徒の進路選択に向けて、起業教育、職場見学、インターンシップ、大学訪問等の職業や進路に関する啓発的な取組を行うことにより、勤労観・職業観を養うとともに、進路について十分な情報を提供し、主体的な進路選択を支援します。

■ 地域を担うものづくり人材の育成

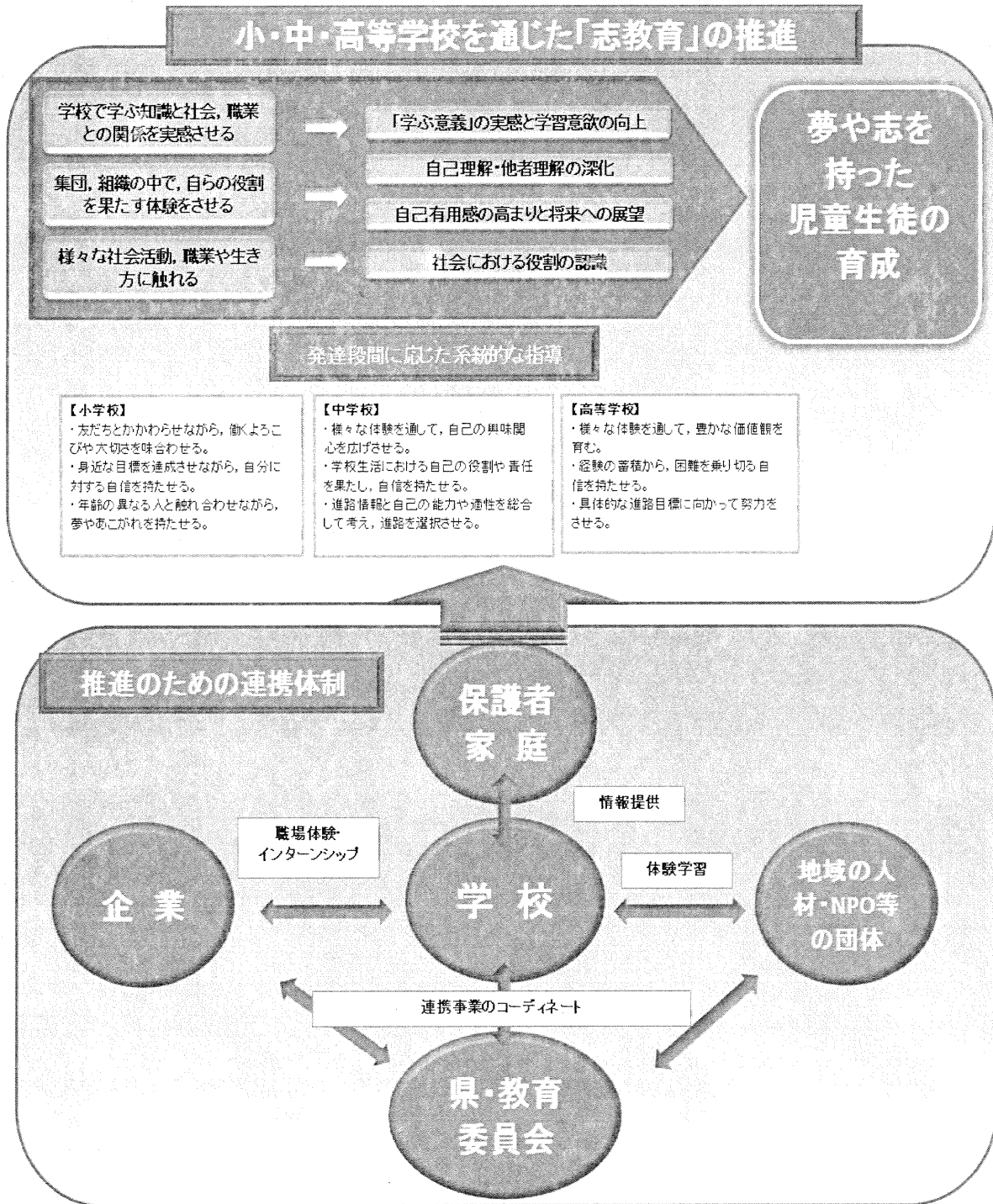
学校と地域産業との連携により、実践的で高度な専門知識、技術、技能等の習得を図り、ものづくりや食と暮らしを支え、地域産業を担う専門的職業人を育成します。

家庭では次のような取組が期待されます。

- 子どもにあいさつ、礼儀作法等を教える
- 家のお手伝い、地域活動への参加等を通じて働くことへの理解を深め、自立を促す
- 仕事、進路等について親子で話し合ったり、親や身近な大人の働いている姿を子どもに見せる機会をつくる

地域・企業では次のような取組が期待されます。

- 企業等は、インターンシップ、職業体験、職場見学等の体験実習を受け入れるほか、社会人講話の講師等を学校に派遣する
- 地域では、伝統行事、奉仕活動等子どもが体験により社会性を身につけることができるような行事を企画し、実施する



重点的取組2

基礎的な学力の定着と活用する力の伸長

子どもたちが、高い志を抱いて希望する進路を実現していくためには、児童生徒一人一人が、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るとともに、学んだことを活用して自ら考える「確かな学力」を身につけることが重要です。宮城の未来を担う子どもたちが自らの可能性を最大限伸ばせるよう、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしながら連携し、学力向上に取り組む必要があります。

そのため、校内研修の充実による教員の教科指導力の向上や児童生徒の学力状況の的確な把握に基づき、実態に即した指導方法・指導体制の整備を図り、基礎的な学力の確実な定着と思考力、判断力等の育成を図るとともに、家庭、地域等と連携して基本的な生活習慣や学習習慣の定着に取り組んでいきます。

【主な取組】

■ 教員の教科指導力の向上

教員の教科指導力の向上を図るため、教職経験に応じた計画的な研修を実施するほか、各学校に対して指導主事が継続的・個別的に訪問し支援することなどにより校内研修の充実を図ります。さらに、本県児童生徒の実態に基づいて作成した各種指導資料を有効に活用し、教員一人一人の指導力の向上を図ります。

■ 学習指導体制の改善

児童生徒一人一人の学習状況に適切に対応し、指導効果が得られるよう少人数による指導体制を充実し、学習意欲を喚起するため優れた知識技能を持つ社会人を講師として活用するなど学習指導体制の工夫・改善に努めます。

■ 小・中・高等学校の連携強化

入学後、学校になじめないために学力不振や不登校に陥る問題に対応し、小学校から高等学校までの12年間における学習を円滑に進めるため、小学校・中学校間及び中学校・高等学校間で、教員が互いの学校の授業を参観すること、合同で研修会を行うこと、児童生徒が交流し、授業を見学すること等によってスムーズな学校生活への移行を進めます。

■ 学力・学習状況の調査結果の活用

学力・学習状況の調査結果等を活用・分析し、市町村教育委員会や学校が活用できる指導資料を作成するとともに、研究指定校や教育研修センターにおける研究成果を指導資料として提供することにより各学校の指導力の向上に努めます。

■ 児童生徒の学習習慣の形成

家庭と学校との密接な連携により、望ましい生活習慣の定着を図るとともに、児童生徒の実態に応じた家庭学習を課し、定着の度合いを確認すること等により家庭における学習習慣の形成を支援します。

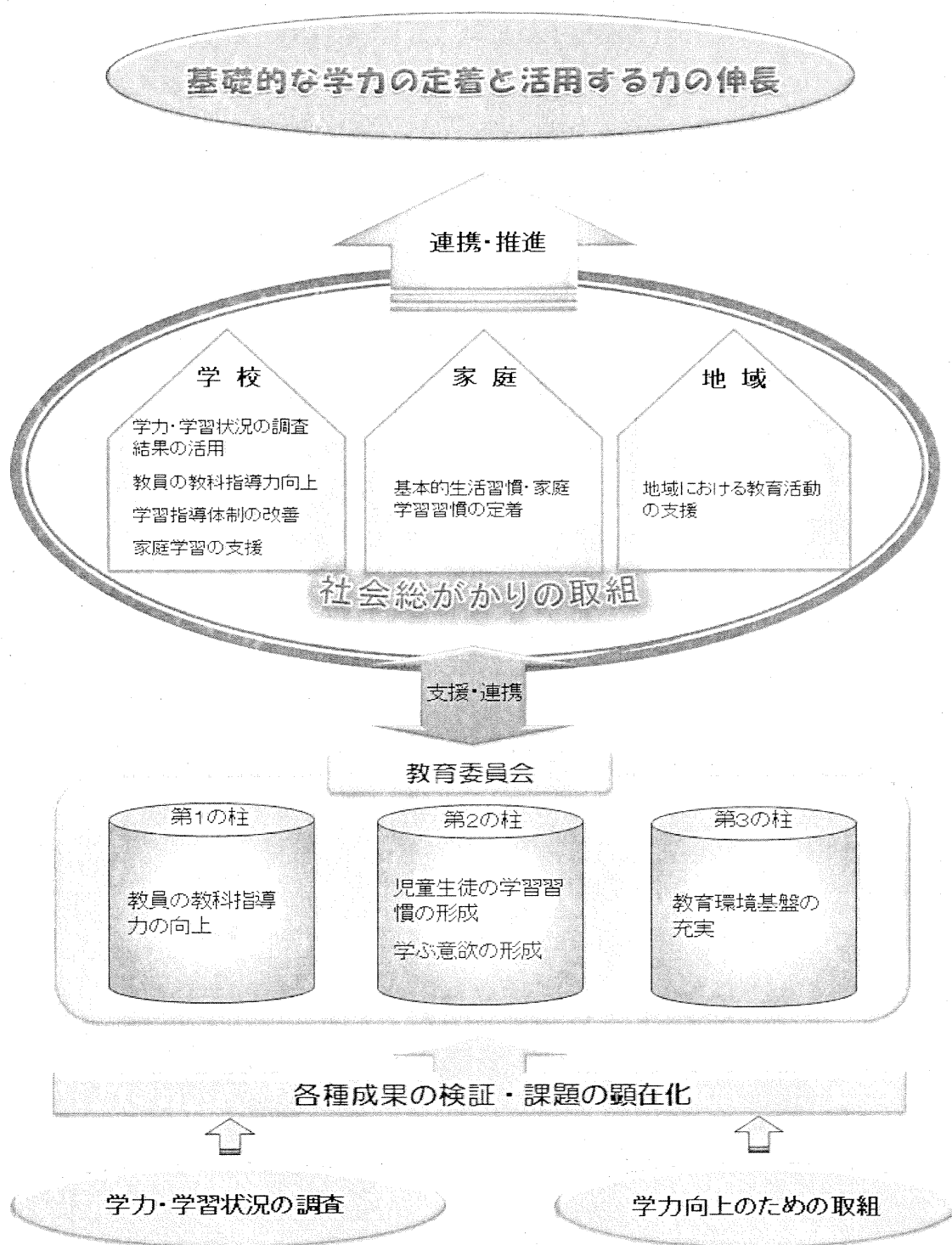
さらに、放課後や長期休業中に、大学生ボランティア等の指導を受けながら、学校で自習できるような学習環境を整えます。

家庭では次のような取組が期待されます。

- 「はやね・はやおき・あさごはん」などの基本的な生活習慣を定着させる
- 親子で話し合ってノーテレビ・ノーゲームデー（タイム）を決めるなどして、家庭学習や家族のコミュニケーションを深める時間を確保する
- 子どもの好奇心を引き出すため、親子で様々な体験活動に取り組む
- 学習しやすい部屋の環境を整える

地域・企業では次のような取組が期待されます。

- 地域の学校における教育活動に参加・協力する
- 企業等は、ノー残業デーを設けるなど、家族団らんがしやすい労働環境づくりに努める



重点的取組3

感性豊かでたくましい心を持つ子どもの育成と支援

変化のめまぐるしい社会においては、困難に立ち向かい、それを克服しようとするたくましい心や、多様な価値を認めて人々や自然との関わりを大切にする豊かな心が必要です。

このようなことから、集団活動を通じて、人との交流の大切さ、思いやりの心等を学び、倫理観、規範意識、公共のために尽くす心等をほぐみます。また、様々な体験活動、読書体験、芸術文化に触れること等を通じて、美しいものやすばらしいものに素直に感動する心を育て、かけがえのない生命への理解を深めていきます。

いじめや不登校は、様々な背景や理由に起因しており、その解決のためには、一人一人の状況に応じたきめ細やかな対応が必要であるため、相談体制を充実させるとともに、学習支援を行うなど、児童生徒の登校へ向けた取り組みを進めていきます。

【主な取組】

■ 人との関わりを重視した学習の充実

各教科、道徳、特別活動等において、経験したことや考えたことを自分自身の言葉で表現するとともに、相手の言葉を理解しようとする意欲や態度を重視した学習を充実させることにより、論理や思考だけでなく、コミュニケーションや感性・情緒の基盤となる言語活動を充実させる教育の推進に取り組んでいきます。

■ 道徳教育の充実

命を大切にする心、思いやりの心等を育むため、道徳の教材を開発し、その活用方法の工夫を図るとともに、道徳の時間、総合的な学習の時間等において、計画的に体験活動を実施し、発達段階に応じた道徳教育の充実を図っていきます。

■ 文化活動、読書活動等を通じた豊かな心の育成

子どもの豊かな心や感性を育むため、芸術文化に触れる機会を充実していくとともに、音楽や絵画等の表現を伴う活動を行う機会の創出に努めていきます。

また、読書は、知識を広め心を豊かにする上で欠かせないものであり、朝の読書活動、図書館等を中心とした読書活動を展開し、子どもたちに読書の楽しさや面白さを広める活動を推進します。

■ 教育相談の充実

教職員の教育相談や生徒指導力の向上のために専門的な研修の機会の充実を図るほか、専門的な知識を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、相談体制の充実を図ります。また、小学校・中学校・高等学校等各学校間の連携組織づくりや教職員間の情報共有を行い、一貫した生徒指導に取り組めます。

■ 関係機関のネットワークの構築

学校、児童相談所、警察、司法機関等のネットワークを構築し、情報交換や対応方策の充実を図り、悩みを抱える児童の早期発見と早期対応に取り組めます。

■ 登校支援体制の構築

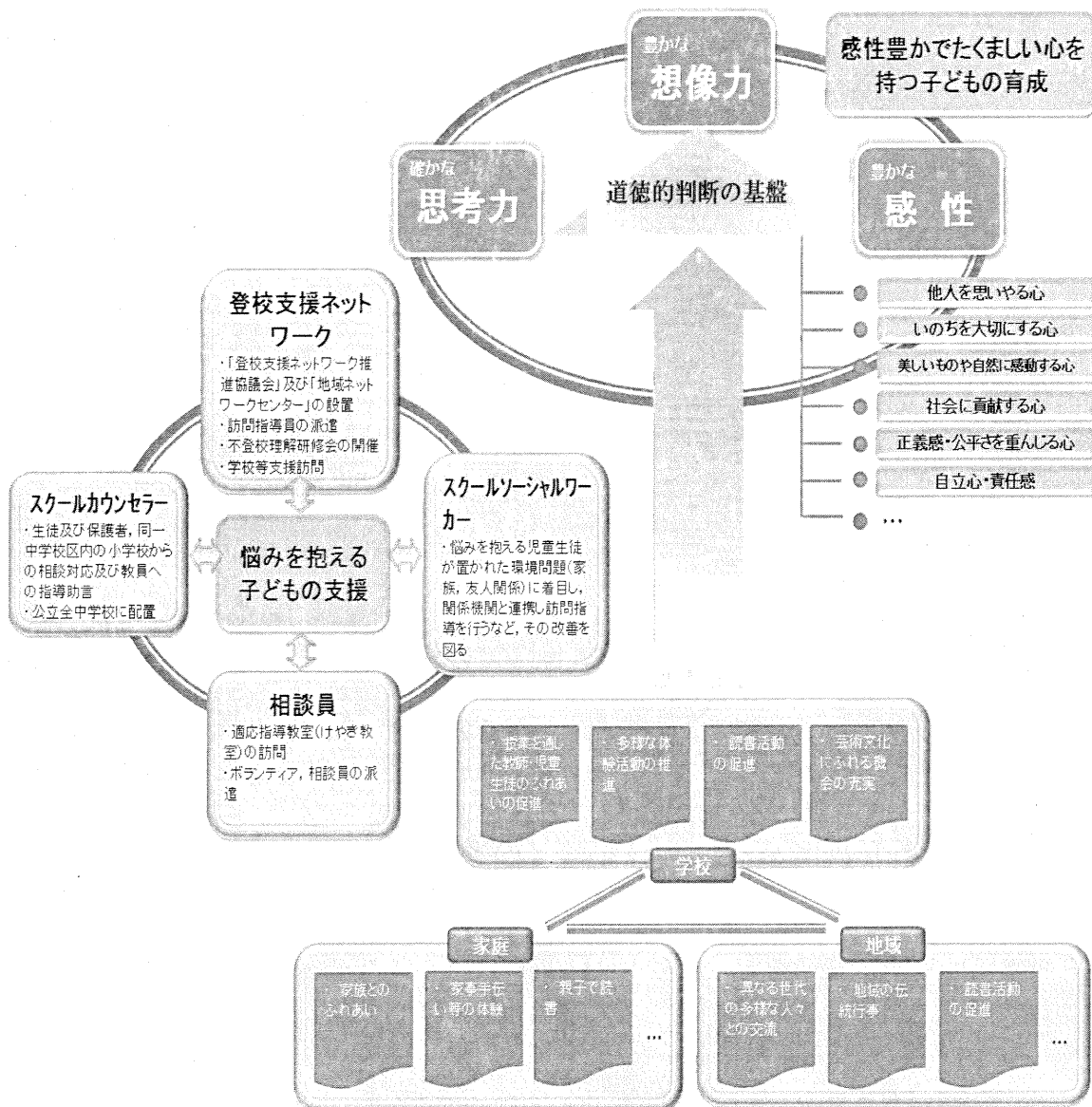
各教育事務所に、登校に向けた支援を行う体制を整備するとともに、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門的な知識・技能を有するスクールソーシャルワーカーの市町村への配置を進め学校復帰に向けた支援を行います。また、県内の適応指導教室に相談員や学生ボランティアを派遣し、不登校等の問題を抱える児童生徒の学習支援を行います。

家庭では次のような取組が期待されます。

- 日常生活において共同作業を行うなど親子の会話や触れ合いの時間を確保することにより親子の絆を深める
- 子どもが読書の楽しさを発見できるよう、親子で読書に親しむ習慣づくりに取り組む
- 美術館観覧、音楽鑑賞、自然体験等家族で感動、喜び、命を大切にする気持ち等を共有する機会をつくる
- 大人が、周囲の人への尊敬や思いやりの気持ちを表す姿を子どもに見せていく
- 家族だけで悩まず、学校の相談窓口、地域の相談機関等を活用する

地域では次のような取組が期待されます。

- 学校安全ボランティア、地域安全ボランティア等地域が一体となって子どもたちを守り育てる活動に取り組む



重点的取組 4

健康な体づくりと体力・運動能力の向上

運動する子どもと運動しない子どもの二極化傾向や，子どもの体力が依然として低下傾向にある現状を受け止め，子どもの運動に対する関心と意欲を喚起し，運動することを通して肥満の解消等健康の保持増進と体力・運動能力の向上に取り組んでいきます。

このため，子どもたちに，学校での体育活動，日常生活における外遊び等を通して，体を動かすことの楽しさを感じさせ，運動好きにしたり，自分の体力・運動能力に関心を持たせ，向上させようとする意識を高めるとともに，体を動かす習慣を身に付けさせながら，子どもたちの体力・運動能力の向上を目指します。

【主な取組】

■ 運動好きで健康な子どもを育てる学校教育の推進

豊かで活力ある人生を送るために，生涯にわたる健康の保持増進が重要であるという意識を^{はくく}育み，自らの健康管理ができる実践的能力を養う教育を展開するとともに，体力・運動能力の向上に向けた学校体育の充実を図っていきます。

■ 体力向上につながるプログラムの開発

子どもがその成長段階に^{はくく}応じて，自然に体を動かすことの楽しさを発見したり，走る，跳ぶ，投げる，蹴るといった基本的技術を楽しく習得できるようなプログラムを開発し，その普及に努めていきます。

■ 児童生徒と家庭に向けた意識啓発

子どもの体力低下の原因を踏まえ，運動や健康維持の重要性，外遊びの大切さ，スポーツの楽しさ等を児童生徒と保護者に発信し，体力・運動能力の向上に対する意識を高揚させます。

■ 運動部活動の充実

運動部の活動は，子どもの体力向上に有効であることに加え，生徒の自主性，協調性及びフェアプレー精神を^{はくく}育むなど教育的効果も大きいことから，生徒たちが興味関心のあるスポーツに取り組めるような体制の整備に努めます。

家庭では次のような取組が期待されます。

- 朝食をきちんととること，十分な睡眠を取ること等子どもの基本的な生活リズムを確立させる
- 親子で一緒に自然体験活動やスポーツ活動をするなど子どもが体を動かす機会を確保する

地域では次のような取組が期待されます。

- 地域での自然体験活動，スポーツ活動等のプログラムの充実に取り組む

学校: 運動好きな子どもを育てる

体育の授業で

- ・運動することの楽しさを学ばせましょう。
- ・体を動かす機会を増やすような課題を考えましょう。

体育的行事で

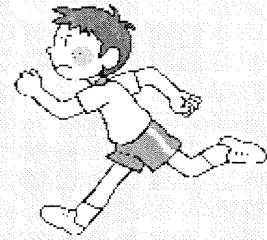
- ・気力や体力を向上させるプログラムを工夫しましょう。
- ・協力、競争、挑戦することを体験させ運動への意欲を高めましょう。

業間や放課後に

- ・様々なメニューを考案し、仲間と一緒に外遊びや運動をさせましょう。

その他

- ・総合的な学習の時間や特別活動を通して体力や運動能力について学ばせましょう。



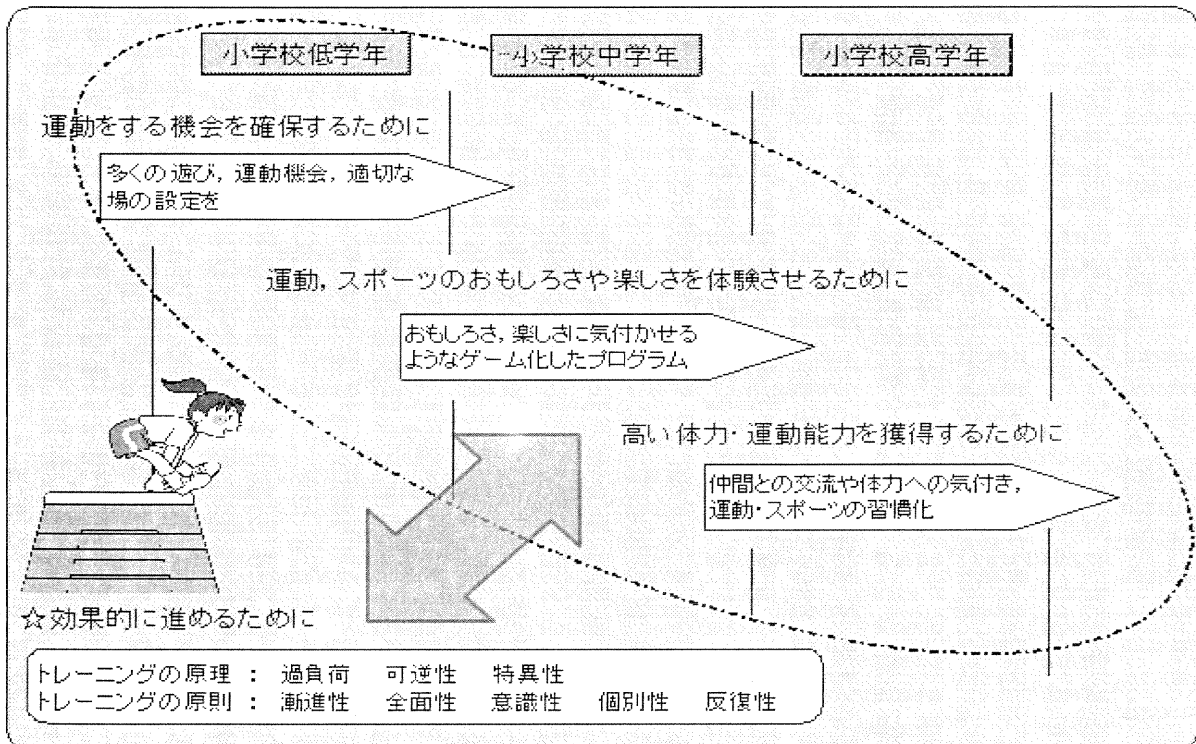
家庭: 運動をする習慣づくり

- ・子どもにスポーツや運動をする機会をつくり、体を動かす習慣を身に付けさせましょう。

地域: スポーツ活動の環境整備

- ・安全で安心して運動できるいろいろなスポーツ活動に参加できる場を用意しましょう。

小学校における発達段階別の体力づくりプログラムのポイント例



重点的取組5

一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進

障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した適切な指導及び必要な支援を行うために、障害のある子どもが、本人や保護者の希望に応じて、障害のない子どもと共に地域の学校で学ぶことができるよう、特別支援教育に対する県民の理解促進や教員の資質向上に努めることが重要です。

特別支援学校のみならず、発達障害のある子どもを含めた特別な支援を必要とする子どもたちが在学するすべての幼稚園、小学校、中学校、高等学校等において、特別支援教育の一層の推進に向けた取組が必要です。

特別支援学校においては、在籍する児童生徒の一人一人の教育的ニーズに応じた教育を行うほか、蓄積された専門的な知識・技能を生かし、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の求めに応じて、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」の作成への助言や援助を行うなど、特別支援教育のセンターとしての機能を充実させます。

【主な取組】

■ 「個別の指導計画」と「個別の教育支援計画」の作成・活用による教育の充実

発達障害を含めた障害のある子どもの自立や社会参加に向けて、医療、福祉、労働等関係機関との連携により、一人一人の障害の状態等に応じた教育的支援の目標等を定める「個別の教育支援計画」と、その内容を踏まえた「個別の指導計画」を作成し、発達段階や障害に配慮した適切な指導及び必要な支援を計画的に行います。

■ 交流及び共同学習の取組と理解促進

障害のある子どもが地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きるために、企業、NPO法人等の民間団体等との連携も含め、障害のない子どもや地域住民と交流し、一緒に学びあう取組を進めるとともに、地域住民等への啓発活動を行い、特別支援教育への理解を深めます。

■ 教員の資質・専門性の向上

障害のある児童生徒等に対する校内支援体制の中心となる特別支援教育コーディネーターを養成し、配置するとともに、特別支援教育担当教員等の資質及び専門性の向上のための研修を行います。

■ 特別支援学校のセンター的機能の充実

特別支援学校が、医療、福祉、労働等地域における関係機関との連携を基盤として、地域の幼稚園、小学校、中学校、高等学校等及び保護者にとって、身近で信頼される特別支援教育のセンターとしての役割を担うよう、相談支援機能の充実を図ります。

■ 特別支援学校の教育環境整備の推進

知的障害特別支援学校の狭隘化、障害の重度・重複化、多様化に対応した教育課程の編成等特別支援学校の諸課題に対応した、設備及び教育内容の両面にわたる教育環境を整備します。

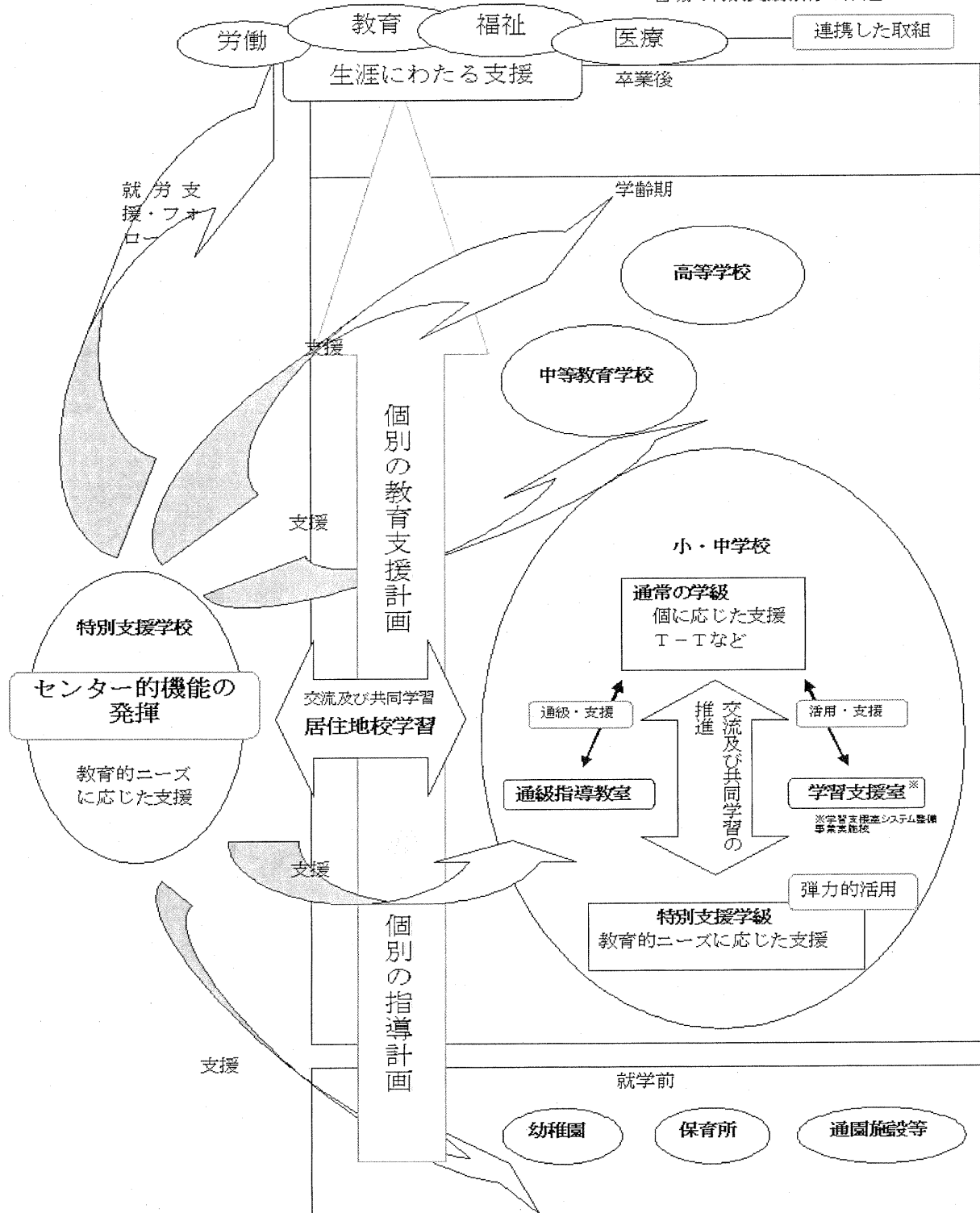
家庭では次のような取組が期待されます。

- 障害を早期に発見できるよう、定期的な健康診断を受けるとともに、必要が生じた場合は、すぐに病院、相談機関等に相談する
- 障害のある子どもの保護者は、学校と連携して、子どもの計画的な指導及び支援に取り組む

地域では次のような取組が期待されます。

- 特別支援学校の子どもと居住地の小・中学校の子どもとの交流及び共同学習に必要な支援や協力を行う
- 企業、NPO法人等の民間団体等は、関係機関と連携し、障害のある子どもの実習受け入れや採用に努める

宮城の特別支援教育の推進のイメージ



重点的取組6

教員が学び続けるための体系的な研修の推進

学校を取りまく課題が複雑化し、多様化している現状の中で、学校教育の水準向上を図るためには、激しい社会変化に応じた教育内容及び教育方法の改善を踏まえた教員の能力の向上が重要です。

さらに、教員には、授業、生徒指導等に関する高度な教育的実践力が不可欠であり、そのためには、教育への情熱、豊かな人間性等教育実践力の基盤となる高い資質が求められています。

このことから、教員の資質・能力の向上を図るため、校内研修体制を強化するとともに、教職経験に応じた体系的な教員研修を実施するほか、自主的な研究活動、研修への参加等各種の自己研鑽の取組に対する支援を行っていきます。

【主な取組】

■ 校内研修の充実

「分かる授業」、「魅力ある授業」が実践できる教科指導力の向上を図るため、校内研修体制を強化します。校内研修では、学校現場での具体例に即した事例研究等を積み重ね、教員同士が互いに切磋琢磨しながら、的確な指導を主体的に行う教育的実践力を高め、指導方法の改善及び継承に努めます。また、大学、専門機関、地域の人材等の活用、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の連携強化、校内外の教育資源を活用した研修の工夫改善や活性化等を図りながら、更なる指導力の向上を図ります。

■ 教職経験に応じた研修の充実

初任教員に対し、実践的指導力の育成やコミュニケーション能力の向上のための研修を計画的かつ集中的に実施するとともに、教職経験に応じ、組織運営能力の育成、学校運営に関する企画立案能力の強化等、受講者のニーズや喫緊の教育課題に即応した研修内容の充実を図ります。

また、関係機関の緊密な連携の下、研修の評価検証を行うことにより、効果的な研修体系の更なる改善と充実を図ります。

■ 自己研鑽による資質の向上

教員は、その資質・能力を高めるため絶えず自己研鑽に努めることが求められており、ホームページ等の活用により優れた実践の事例を蓄積し継承を図ります。

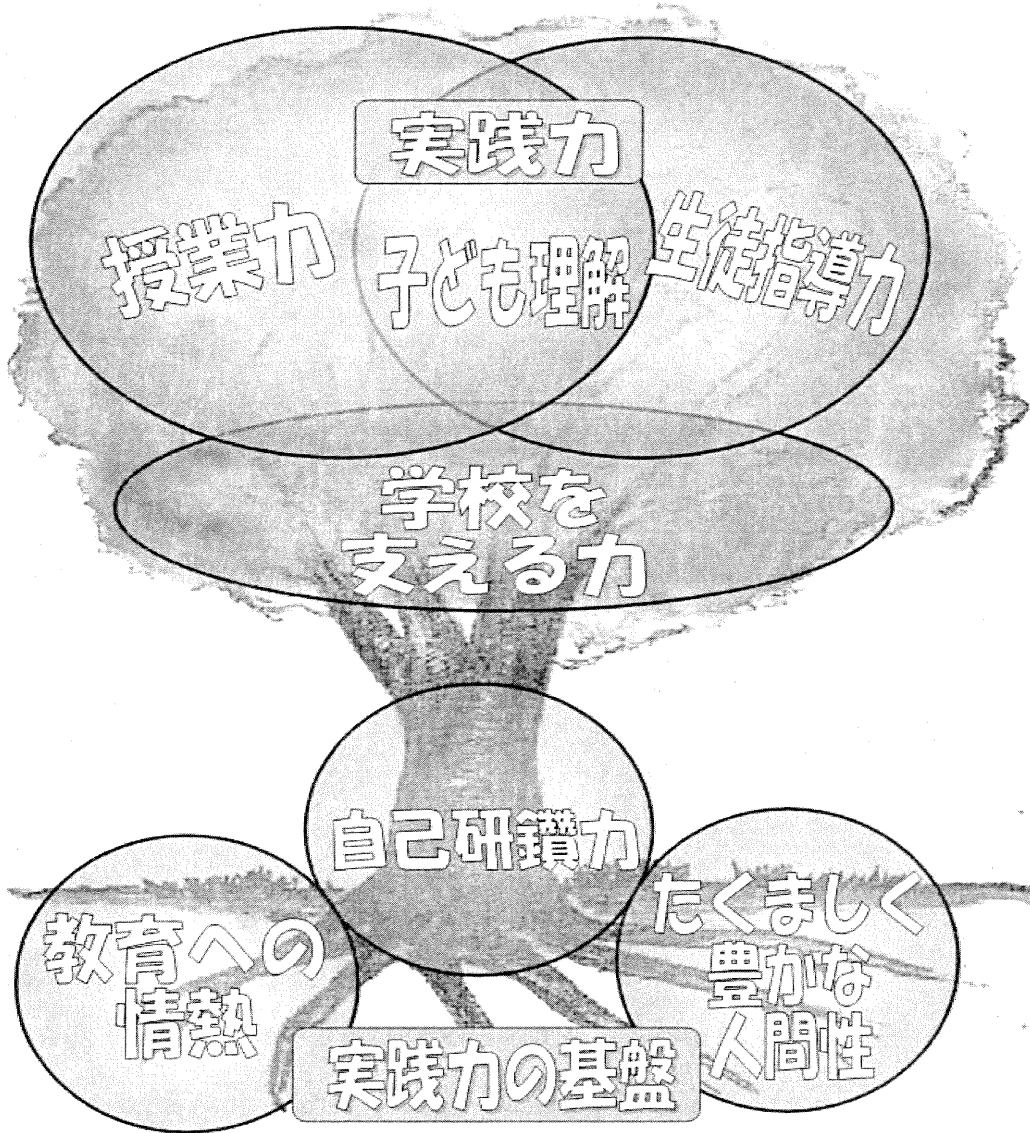
■ 課題を持つ教員への支援

教科指導、生徒指導等に課題を抱える教員に対し、研修を通じて指導力向上のための支援を行います。

地域では次のような取組が期待されます。

- 学校の求めに応じて研修の場を提供したり、企業等が保有する施設、技術、知識等を教員研修に提供する

みやぎの教員に求められる資質能力



説明： ^{けやき}大地にどっしりと根ざし、大空に向かってそびえ立つ樺（教員）は、しっかりとした根や太い幹に支えられて（実践力の基盤となる意欲・人間性等）、大きな枝を伸ばしたくさんの葉を茂らせる（学校の教育力を構成する実践力）大樹へと成長する。

重点的取組7

開かれた学校づくりの推進

多様化し、複雑化する教育課題に対応するため、学校は、家庭や地域の信頼に応え、連携を深めながら子どもたちの成長を支えていくことが求められています。このため学校は、教育目標、学校経営方針等を定め、保護者、地域住民に積極的に発信するとともに、学校運営の状況等について自己評価を行い、その結果を保護者等に積極的に情報提供することを通じて説明責任を果たしていきます。また、地域の人材を積極的に活用すること等により、地域に開かれた魅力ある学校づくりを図っていきます。

【主な取組】

■ 適切な教育目標、学校経営方針等の策定

学校は、教育目標、学校経営方針、それらの実現に向けて行う重点的な取組等を適切に定め、これら目標等を校長のリーダーシップの下で全教職員の間で共有し、一体となって取り組む意識を醸成します。

■ 学校から家庭・地域への発信

学校は、学校が定める教育目標、学校経営方針、その実現のために実施する取組等について、保護者のみならず広く地域住民等に対して、学校だよりの配付、ホームページへの掲載等の手段を活用しながら、積極的に発信していきます。また、授業を公開するなどして学校の教育活動を明らかにし、家庭、地域等から理解や支援を得るよう努めます。

■ 学校の自己評価と学校関係者評価の実施

すべての公立学校において、学校評価を適切に実施するとともに、評価結果を保護者、地域住民等に公表すること及び設置者に報告することで、開かれた信頼される学校づくりを更に進め、教育内容及び教育環境の質的向上に活かします。

■ 学校評議員制度の積極的活用

教育委員会から委嘱を受けた学校評議員が、校長の求めに応じて学校運営に関し意見を述べる学校評議員制度を活用し、地域住民等による学校運営への参画を進めます。

■ 外部人材の活用の促進

専門的知識や技能を有する優れた社会人を講師として活用し、教育活動の幅を広げるとともに学校の活性化を図ります。

家庭では次のような取組が期待されます。

- 保護者は、学校評価制度、学校行事等に参加することにより、学校とともに教育活動の改善に取り組む

地域では次のような取組が期待されます。

- 地域住民は、学校の教育活動や行事等に参加・協力し、交流を深める

開かれた学校づくりの推進

